



第二次 湖南省就労支援計画



平成28年（2016年）3月
湖南省

第二次 湖南省就労支援計画

《目 次》

序 章 第二次 湖南省就労支援計画策定にあたって	1
第 1 章 湖南省就労支援計画の基本的な考え方	2
1. 計画の目的	2
2. 計画の対象者	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の推進体制・役割	3
第 2 章 湖南省の雇用・就労状況	6
1. 雇用・就労の状況	6
2. 雇用・就労に関する各種施策等の概況	14
3. 雇用・就労に関するアンケート集計の講評	16
第 3 章 就労支援の基本方針	17
1. 就労支援の基本理念	17
2. 就労支援の推進体制	17
3. 就労支援機能・役割	26
4. 就労支援施策メニュー	29
第 4 章 計画の推進に向けて	33
資料編	35

序 章 第二次 湖南省就労支援計画策定にあたって

“働くこと（雇用・就労）”は、住民一人ひとりが、自由で豊かな生活を送るために必要な経済的自立の実現に不可欠な手段だけでなく、自己実現や社会参加、生きがいづくりなどに関わる重要な基本的人権の一つです。

本市では、働く意欲がありながら、物理的・心理的・社会的な就労を妨げる要因を抱える人たちの就労を促進するため、平成23年(2011年)3月に「湖南省就労支援計画」を策定しました。その後、計画にもとづいて相談窓口の設置や湖南省障がい者就労情報センター・チャンスワークこなん等の支援体制を整備するなど、就職困難者等の就労に向けて取り組みを進めてきました。

しかしながら、その間に雇用状況はさらに厳しさを増し、リストラや人員削減、非正規社員の不安定な雇用状況、高校・大学の新卒者の就職内定率の低下や内定取り消し、団塊の世代の定年退職後の就労場所の不足など、就職困難者等が抱える新たな課題が生じてきました。

また、急激な社会変動によって体も心も疲れ、ストレスによる心疾患により就職困難者となる人が後を絶ちません。それ以外にも、特別支援における発達障がいの顕在化など、年々さまざまな就労阻害要因が新たに加わってきています。

このような課題の増加に対応するため、平成23年(2011年)3月に策定された『湖南省就労支援計画』を見直し、これまでの取り組みや新たな課題にむけての対応等を踏まえながら、引き続き就職困難者等の就労支援に取り組むため『第二次 湖南省就労支援計画』を策定しました。



第1章 湖南省就労支援計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

第二次 湖南省就労支援計画は、「働く意欲がありながら、物理的・心理的・社会的な就労を妨げるさまざまな要因を抱える人（以下『就職困難者等』と呼びます。）」の就労促進に向けて、国や県をはじめ、関係機関や団体などと連携・協力するとともに、企業・事業所等の理解や協力を得ながら、基本的人権の重要な要素である「雇用・就労」が実現できるまちづくりを目指すとともに、より多くの人びとが働き、自立し、自己実現を図ることを通して活力のある社会の確立を目指します。

2. 計画の対象者

この計画の対象者は、「就職困難者等」と称し、以下の人々を対象とします。

- (1) 働く意欲がありながら、「障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等）」があり働くことが困難な人
- (2) 働く意欲がありながら、子育てのため働くことが困難なひとり親等の家庭の保護者
- (3) 働く意欲がありながら、同和地区住民や出身地に対する社会的差別・偏見などの理由により働くことが困難な人
- (4) 働く意欲がありながら、年齢等の理由により、働くことが困難な中高年齢者
- (5) 働く意欲がありながら、国籍に対する社会的な偏見、言葉や社会風習など、コミュニケーションの問題などのため安定して働くことが困難な外国人市民
- (6) 働く意欲がありながら、生活習慣や、健康・家庭などの問題のため、働くことが困難な人
- (7) 働く意欲がありながら、希望した職がないなどの理由で働くことが困難な若年者（学卒無業者）
- (8) その他、社会的援護が必要な人

3. 計画の期間

この計画は、「湖南省総合計画」に基づき、その他関連計画と整合性を図りつつ、平成28年度から平成32年度までの5か年の計画とします。なお、急激な雇用・就労の変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の推進体制・役割

就職困難者等の就労を支援するため、本市をはじめ、国や県、関係機関・団体などが連携して取り組むために必要な役割を次のように想定します。

(1) 本市の役割

市は関係機関などと連携を図りつつ、就職困難者等を対象にした就労に関するさまざまな施策を展開していきます。

○各種市民サービスの総合的な活用

保健・福祉・教育・生活などさまざまなサービスと連携し、自立生活に関する悩みや心配ごとなどの相談事業の実施と総合的な活用を図ることにより、就労阻害要因の解消などに努めます。

○企業や関係機関とのネットワークの充実

企業・事業所、関係機関、団体などとの連携を強化し、就労阻害要因の解消などに資するような施策・事業の企画と実施に努めます。

○新規事業展開への支援

就職困難者等が身近な地域での、就労の機会および就労の場として、市民主体の事業体づくりやコミュニティビジネス※などの支援を進めます。

○人権意識の高揚促進

就職困難者等の就労や人権問題などに関する理解の促進など意識の高揚に努めます。

(2) 国および県に期待される役割

就職困難者等の就労阻害要因の解消に資するようなさまざまな制度、施策、事業などに関する情報と機会の積極的な提供、企業・事業所との情報交換やネットワークづくりなどに対する支援が期待されます。

○人権施策の推進と指導

就職困難者等の採用や人事に関する公平・公正な対応に関しての企業・事業所への啓発の充実と、問題ケースなどに対する指導を行うこと。

○活用できる施策・事業などに関する情報提供

就労阻害要因の解消などに資するようなさまざまな助成・補助制度や講座、訓練施設などの情報を迅速に提供し、円滑な活用に向けた適切な助言を行うこと。

※地域の課題を地域住民が主体的にビジネスの手法を用いて解決する取り組み

○ノウハウ・事例の提供と支援

国や県などが有する就労に関するさまざまな事例やケースなどを積極的に活用し、個別ケースの検討などに際しての連携・協力・助言を行うこと。

○企業・事業所ネットワークの側面的な支援

行政と企業・事業所とのさまざまな会議・組織などを活用し、本市における企業・事業所とのネットワークや情報交換などに関する助言・連携・協力・仲介などを行うこと。

(3) 企業・事業所に期待される役割

企業・事業所における就職困難者等の雇用促進と、障がい者支援施設(社会福祉施設)等への施設外就労の場の提供などを積極的に働きかけていきます。

○雇用機会の創出・維持

雇用機会の創出、雇用の維持(障がい者雇用率の遵守 など)に努めること。

○雇用管理の改善推進

適正な労働条件の確保、福利厚生の充実などの雇用管理改善などに係る措置を図ること。

○就職困難者等に対する間接的支援

就職困難者等の就労阻害要因の解消に向けた積極的な支援・協力と、体験実習の受け入れや業務・仕事の発注などを推進すること。

○公平・公正な採用選考システムの運営

人権尊重の理念に立った公平・公正な採用選考システムの確立を推進すること。

○人権教育の推進

同和問題をはじめ、あらゆる差別の解消に向けた企業・事業所内人権教育を充実・強化すること。

○就職困難者等の定着促進の取り組み

定着指導・相談体制を整備すること。

(4) 学校・教育機関・少年センター等に期待される役割

○職業観育成事業等の充実

中学校・高校の卒業生や在学生に対して、職業観育成や進路保障・進路確認を適切に行うこと。

○公平・公正な採用選考システムの促進

高校卒業生の就職における、求人取り消しや採用選考時における不適合質問、社用紙問題などの対応について取り組むこと。

○学卒無業者への対応

学卒無業者に対する就労に向けた支援を行うこと。

(5) 地域社会・関係機関に期待される役割

○日常的な支援

就職困難者等の日常的な支援・助言・指導などを行うこと。

○就労支援の取り組み

就職困難者等が、就労を実現できるまでの教育・訓練の充実に努めること。

○新規事業展開などへの理解・協力

新たな事業起こしや事業展開などに関する理解を深め、協力すること。

< 湖南省作業所部会※の就労の写真 >



施設外就労（緑化作業）の様子→



←地域イベントへの共同出店の様子



企業からの受注作業の様子→

※湖南省内の6つの作業所が、共同で就労に向けた取り組みをおこなっている組織

第2章 湖南省の雇用・就労状況

1. 雇用・就労の状況

(1) 市民の雇用・就労の状況

①人口の推移・就労の状況

本市の人口は、平成26年(2014年)に54,972人となっており、平成7年(1995年)に比べ、3,600人近く増えています。しかし、平成17年(2005年)を頂点として、緩やかな減少傾向になっています。

年齢別の人口構成は、「0～14歳」が約2,700人の減少となっており、その割合も少なくなっています。その一方、「65歳以上」が約6,600人と大きく増えており、その割合も高く、本市において高齢化が進展していることがうかがえます。

(図表1-1参照)

【図表1-1 人口の推移】

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	2014年/ 1995年
総数	51,372 100.0%	53,740 100.0%	56,427 100.0%	55,485 100.0%	55,204 100.0%	55,067 100.0%	54,918 100.0%	54,972 100.0%	107.00%
0～14歳	10,556 20.5%	9,634 17.9%	9,008 16.0%	8,188 14.8%	8,061 14.6%	7,979 14.5%	7,886 14.4%	7,860 14.3%	74.46%
15～64歳	36,507 71.1%	38,459 71.6%	40,395 71.6%	38,342 69.1%	37,975 68.8%	37,375 67.9%	36,764 66.9%	36,166 65.8%	99.06%
65歳以上	4,309 8.4%	5,647 10.5%	7,024 12.4%	8,955 16.1%	9,168 16.6%	9,713 17.6%	10,268 18.7%	10,946 19.9%	254.02%
75歳以上	1,604 2.8%	2,221 4.1%	2,896 5.1%	3,692 7.0%	3,841 7.0%	4,019 7.3%	4,164 7.6%	4,313 7.8%	268.89%

注) 総数には「不詳」を含む

資料：平成12年以前は国勢調査

平成17年(9月30日現在)、平成22年以降(10月1日現在)

住民基本台帳

②労働力人口

15歳以上人口のうち労働力人口は29,575人（15歳以上人口に占める割合64.1%）、就業者総数は27,859人（同60.3%）で、全失業者数は1,716人（同3.7%）となっており、就業者数の割合は減少傾向にあります。特に完全失業者数が増加傾向になっています。（図表1-2参照）

【図表1-2 労働力人口】

（単位：人）

年齢 (5歳階級)	総数	労働力人口					非労働力人口				
		総数	就業者 総数	就業者		完全失 業者数	総数	家事	通学	その他	
				主に 仕事	休業者						
平成 20 年 （ 20 年）	総数	44,106	29,501	28,448	24,198	344	1,053	14,442	7,190	3,572	3,680
	15～29	12,775	7,889	7,453	6,724	98	436	4,834	984	3,562	288
	30～39	7,420	5,835	5,675	4,859	64	160	1,566	1,460	6	100
	40～49	7,850	6,690	6,563	5,372	42	127	1,138	999	1	138
	50～59	7,987	6,518	6,353	5,450	81	165	1,450	1,225	0	225
	60～64	2,427	1,373	1,248	1,011	29	125	1,044	639	1	404
65歳～	5,647	1,196	1,156	782	30	40	4,410	1,883	2	2,525	
平成 15 年 （ 20 年）	総数	46,504	30,449	29,088	24,280	351	1,361	15,165	6,973	3,240	4,952
	15～29	11,598	7,159	6,662	5,813	81	497	4,148	749	3,216	183
	30～39	8,572	6,796	6,527	5,671	80	269	1,510	1,433	16	61
	40～49	7,199	6,150	5,973	4,784	36	177	918	857	6	55
	50～59	8,720	6,952	6,737	5,674	75	215	1,654	1,455	0	199
	60～64	3,295	1,877	1,741	1,353	38	136	1,379	825	1	553
65歳～	7,120	1,515	1,448	985	41	67	5,556	1,654	1	3,901	
平成 21 年 （ 20 年）	総数	46,170	29,575	27,859	23,503	358	1,716	15,205	6,919	2,891	5,395
	15～29	10,257	6,352	5,864	5,220	68	488	3,477	531	2,863	83
	30～39	8,171	6,653	6,297	5,536	91	356	1,155	1,068	15	72
	40～49	7,004	5,964	5,735	4,743	37	229	793	746	5	42
	50～59	7,426	6,006	5,751	4,795	54	255	1,267	1,149	1	117
	60～64	4,297	2,664	2,429	1,974	44	235	1,574	1,111	2	461
65歳～	9,015	1,936	1,783	1,235	64	153	6,939	2,314	5	4,620	

注) 総数には「不詳」を含む

資料：国勢調査



③産業分類別就業者数

平成22年（2010年）の産業分類別の就業者数は、業種の変更があり、一部業種で比ベにくくなっていますが、「建設業」、「製造業」の割合が低くなってきています。（図表1-3参照）

【図表1-3 産業分類別就業者数】

（単位：人）

	平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)	
総数	28,448	100.00	29,088	100.00	27,859	100.00
農業	464	1.63	432	1.49	326	1.17
林業	9	0.03	5	0.02	12	0.04
漁業	0	0.00	0	0.00	0	0.00
鉱業	25	0.09	5	0.02	3	0.01
建設業	2,065	7.26	1,892	6.50	1,452	5.21
製造業	12,167	42.77	11,261	38.70	10,476	37.60
電気・ガス・熱供給・水道業	90	0.32	37	0.13	61	0.22
運輸・通信業	2,322	8.16				
情報通信業			257	0.88	204	0.73
運輸業			1,902	6.54	2,131	7.65
卸売・小売業・飲食店	4,555	16.01				
卸売・小売業			3,711	12.76	3,545	12.72
飲食店・宿泊業			1,003	3.45	1,152	4.14
金融・保険業	407	1.43	377	1.30	358	1.29
不動産業	151	0.53	157	0.54	283	1.02
サービス業	5,352	18.81				
医療・福祉			1,928	6.63	2,219	7.96
教育・学習支援業			801	2.75	852	3.06
学術研究・学問・芸術サービス業					515	1.85
生活関連サービス業					919	3.30
複合サービス事業			180	0.62	119	0.43
サービス業(他に分類されないもの)			3,979	13.68	1,281	4.60
公務(他に分類されないもの)	560	1.97	634	2.18	572	2.05
分類不能の産業	281	0.99	527	1.81	1,379	4.95

資料：国勢調査



④夜間人口・昼間人口

平成22年（2010年）の昼間の人口（昼間人口＝夜間人口－流出人口＋流入人口）は51,729人で、夜間人口が2,800人以上多くなっています。

（図表1－4参照）

【図表1－4 夜間人口・昼間人口】

（単位：人）

	夜間人口	従業も通学もしていない	自宅で従業	自宅外の市内で従業・通学	流出人口		流入人口		昼間人口	昼間人口比率
					県内各市町村で従業・通学	他県で従業・通学	県内各市町村に常住	他県に常住		
平成12年（2000年）	53,740	15,948	2,098	18,745	14,380	2,406	14,205	723	51,882	96.54%
平成17年（2005年）	55,315	17,333	1,929	19,505	13,286	2,372	12,727	832	53,216	96.21%
平成22年（2010年）	54,614	17,369	1,531	17,088	13,594	2,162	12,153	718	51,729	94.71%

注）夜間人口には「不詳」を含む

資料：国勢調査

(2) 就職困難者等の状況

支援が必要とされる就職困難者等の現状を把握するために各種データを整理しました。

障がい者	身体障がい者＝身体障害者手帳所持者
	知的障がい者＝療育手帳所持者
	精神障がい者＝精神障害者保健福祉手帳所持者
	難病患者＝特定疾患医療受給者

【図表2－1 身体障害者手帳交付数】

単位：人

		総数	視力	聴覚・平衡	音声・言語	肢体	内部
平成23年度（2011年度）		1,597	93	146	30	890	438
	内児童	45	1	11	0	22	11
平成24年度（2012年度）		1,592	88	146	27	898	433
	内児童	44	1	12	0	21	10
平成25年度（2013年度）		1,635	94	151	31	912	447
	内児童	45	1	12	0	22	10
平成26年度（2014年度）		1,727	100	164	27	953	483
	内児童	43	1	10	0	23	9

注）総数には「重複障がい」を含む

資料：社会福祉課

【図表 2-2 療育手帳所持者数】 単位：人

	合計	最重度 (A1)	重度 (A2)	中度 (B1)	軽度 (B2)
平成23年度 (2011年度)	423	74 (24)	74 (21)	113 (30)	162 (58)
平成24年度 (2012年度)	430	78 (25)	71 (16)	119 (30)	162 (61)
平成25年度 (2013年度)	454	78 (21)	72 (16)	126 (32)	178 (74)
平成26年度 (2014年度)	475	82 (22)	75 (15)	133 (36)	185 (72)

() 内は18歳未満の人数

資料：社会福祉課

【図表 2-3 精神障害者保健福祉手帳所持者数】 単位：人

	合計
平成23年度(2011年度)	220
平成24年度(2012年度)	253
平成25年度(2013年度)	245
平成26年度(2014年度)	256

資料：社会福祉課

【図表 2-4 湖南省特定疾患医療受給者数】 単位：人

	合計
平成23年度(2011年度)	267
平成24年度(2012年度)	276
平成25年度(2013年度)	305

資料：甲賀健康福祉事務所（甲賀保健所）

※特定疾患の内容

1. ベーチェット病/2. 多発性硬化症/3. 重症筋無力症/4. 全身性エリテマトーデス/5. スモン/6. 再生不良性貧血/7. サルコイドーシス/8. 筋委縮性側索硬化症/9. 強皮症・皮膚筋炎・多発性筋炎/10. 突発性血小板減少性紫斑病/11. 結節性動脈周囲炎/12. 潰瘍性大腸炎/13. 大動脈炎症候群/14. ビュルガー病（バージャー病）/15. 天疱瘡/16. 脊髄小脳変性症/17. クローン病/18. 難治性肝炎のうち劇症肝炎/19. 悪性関節リウマチ/20. パーキンソン病関連疾患 /21. アミロイドーシス/22. 後縦靭帯骨化症/23. ハンチントン病/24. モヤモヤ病（ウイルス動脈輪閉塞症）/25. ウェゲナー肉芽腫症/26. 突発性拡張型（うっ血型）心筋症/27. 多系統委縮症/28. 表皮水疱症（接合部型および栄養障害型）/29. 膿疱性乾癬/30. 広範脊柱管狭窄症/31. 原発性胆汁性肝硬変/32. 重症急性膵炎/33. 突発性大腿骨頭壊死症/34. 混合性結合組織病/35. 原発性免疫不全症候群/36. 突発性間質性肺炎/37. 網膜色素変性症/38. プリオン病/39. 肺動脈性肺高血圧症/40. 神経線維腫症Ⅰ・Ⅱ型/41. 亜急性硬化性全脳炎/42. バット・キアリ症候群/43. 慢性血栓性肺高血圧症/44. ライソゾーム病/45. 副腎白質ジストロフィー/46. 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）/47. 脊髄性筋委縮症/48. 球脊髄性筋委縮症/49. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/50. 肥大型心筋症/51. 拘束型心筋症/52. ミトコンドリア病/53. リンパ管筋腫症/54. 重症多形滲出性紅斑（急性期）/55. 黄色靭帯骨化症/56. 間脳下垂体機能障害

【図表 2-5 児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者数】

単位:人

	児童扶養手当 受給者数	特別児童扶養手当 受給者数
平成23年度(2011年度)	399	94
平成24年度(2012年度)	429	101
平成25年度(2013年度)	437	95
平成26年度(2014年度)	411	95

資料：子育て支援課

【図表 2-6 母子家庭の状況】

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)
総数	152世帯	208世帯	265世帯	295世帯
全世帯に 占める割合	0.9%	1.2%	1.4%	1.4%
6歳未満の子どものい る世帯	31世帯	51世帯	65世帯	59世帯
人員数	425人	593人	754人	825人
6歳未満の子どものい る世帯の子ども数	39人	159人	205人	174人

資料：国勢調査

【図表 2-7 父子家庭の状況】

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)
総数	54世帯	50世帯	47世帯	54世帯
全世帯に 占める割合	0.3%	0.3%	0.2%	0.3%
6歳未満の子どものい る世帯	5世帯	4世帯	6世帯	7世帯
人員数	148人	134人	126人	141人
6歳未満の子どものい る世帯の子ども数	6人	12人	19人	20人

資料：国勢調査

【図表 2-8 県内公立・私立高等学校（全日制・定時制）中途退学者
および大学・短期大学進学者】

	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)
4 月生徒数	38,194 人	38,115 人	38,624 人	38,319 人
中途退学者数	504 人	434 人	453 人	532 人
中途退学率	1.4%	1.1%	1.2%	1.4%
卒業者	11,915 人	11,822 人	12,503 人	11,786 人
大学進学者数	7,071 人	6,918 人	7,144 人	6,723 人
大学進学率	59.3%	58.5%	57.1%	57%
同和地区生徒数	633 人	550 人	625 人	597 人
同中途退学者数	15 人	17 人	22 人	32 人
同中途退学率	2.4%	3.1%	3.5%	5.4%
卒業者	217 人	159 人	195 人	179 人
大学進学者数	80 人	66 人	60 人	48 人
大学進学率	36.9%	41.5%	30.8%	26.8%

資料：公益財団法人滋賀県人権センター

【図表 2-9 新規高等学校卒業者（滋賀県）の職業紹介状況推移】

項目 卒業年月	高等学校卒業者数							
	求職者数		求人数		求人 倍率 (倍)	就職内定 者数 (人)	就職 内定率 (%)	未就職者 数 (人)
	(人)	前年比 (%)	(人)	前年比 (%)				
平成 17 年 3 月 (2005 年)	2,084	2.7	2,472	28.3	1.19	2,004	96.2	80
平成 18 年 3 月 (2006 年)	2,103	0.9	2,851	15.3	1.36	2,049	97.4	54
平成 19 年 3 月 (2007 年)	2,208	5.0	3,717	30.4	1.68	2,150	97.4	58
平成 20 年 3 月 (2008 年)	2,177	▲1.4	3,930	5.7	1.81	2,129	97.8	48
平成 21 年 3 月 (2009 年)	2,050	▲5.8	3,952	▲8.6	1.75	1,960	95.6	90
平成 22 年 3 月 (2010 年)	1,828	▲10.8	2,034	▲43.4	1.11	1,753	95.9	75
平成 23 年 3 月 (2011 年)	1,873	2.5	1,975	▲2.9	1.05	1,825	97.4	48
平成 24 年 3 月 (2012 年)	2,003	6.9	2,067	4.7	1.03	1,938	96.8	65
平成 25 年 3 月 (2013 年)	2,065	3.1	2,135	3.3	1.03	2,007	97.2	58
平成 26 年 3 月 (2014 年)	2,056	▲0.4	2,263	6.0	1.10	2,016	98.1	40

資料：厚生労働省統計一覽

【図表 2-10 外国人数】(各年 10 月 1 日)

	平成21年 (2009年)	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)
総数	2,818人	2,415人	2,302人	2,321人	2,180人	2,151人
主な国名	ブラジル、 韓国・朝鮮、中国、 ペルー、フィリピン	ブラジル、 韓国・朝鮮、中国、 ペルー、フィリピン	ブラジル、 韓国・朝鮮、中国、 ペルー、フィリピン	ブラジル、 韓国・朝鮮、中国、 インドネシア、ペルー、 フィリピン	ブラジル、 韓国・朝鮮、中国、 ペルー、フィリピン	ブラジル、 韓国・朝鮮、中国、 ペルー、フィリピン

資料：住民基本台帳

【図表 2-11 生活保護世帯・人員数】

単位：人

	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)
世帯数	187	197	214	204
人員 (人)	287	310	341	316
保護率 (0/00)	5.32	5.72	6.30	5.84

資料：社会福祉課

【図表 2-12 就労支援事業実績 (相談活動等状況)】

単位：人

	就労相談件数 () 新規						就職件数					
	障 が い 者	生 活 保 護 受 給 者	児 童 扶 養 手 当 受 給 者	住 宅 手 当 受 給 者	そ の 他	計	障 が い 者	生 活 保 護 受 給 者	児 童 扶 養 手 当 受 給 者	住 宅 手 当 受 給 者	そ の 他	計
平成 24 年度 (2012 年度)	404 (5)	361 (17)	165 (13)	101 (3)	9 (1)	1040 (39)	13	11	9	5	0	38
平成 25 年度 (2013 年度)	525 (15)	296 (18)	207 (16)	24 (3)	35 (5)	1087 (57)	16	14	13	2	4	49
平成 26 年度 (2014 年度)	685 (26)	273 (13)	118 (20)	5 (0)	26 (7)	1007 (66)	19	21	9	1	2	52

資料：チャンスワークこなん

2. 雇用・就労に関する各種施策等の概況

本市をはじめ、国や県などの雇用・就労支援の施策・事業の主なものは次のとおりです。

◇**職業相談・職業紹介**……………「ハローワーク甲賀」「チャンスワークこなん（ハローワーク甲賀の一体的実施施設）」「湖南市障がい者就労情報センター」などでは、仕事を探している人（求職者）にはその希望と能力に最も適した職業を、人材を求めている事業主には最もふさわしい人材を紹介しています。また、ハローワーク甲賀では、雇用保険の適用（被保険者資格の取得、喪失など）、失業給付・育児休業給付・教育訓練給付等各種給付金の受給資格の決定・支給、雇用調整助成金等各種助成金の申請の受付などを行っています。

◇**就労相談等**……………本市では、商工観光労政課をはじめ、関係各課にて就労相談を行っています。子育て支援課では、母子自立支援員や母子自立支援プログラム策定員がひとり親等の家庭に対して、就労相談に応じ、就職情報を提供するなど就労を支援しています。また、社会福祉課では就労相談のほか、養護学校卒業時の進路相談や障がい者支援施設等への入所に関する相談業務を行っています。みくも地域人権福祉市民交流センター、夏見・柑子袋・岩根・松籟会館や、各まちづくりセンター（指定された相談日のみ）でも、就労相談等を行っています。

県においても、労働に関するさまざまな問題についての労働者・事業主からの相談窓口として労働相談所を設置しています。

◇**若年者等の就労支援**……………本市少年センターでは無職少年を対象に就労相談をはじめとした各種相談や職場実習の場の提供等を行っています。

国や県では、おうみ若者未来サポートセンターなどにおいて、若年者に対する職業相談や職業紹介を実施しています。また、県では、若年未就労者やフリーター、離職転職者などを対象に、セミナー開催や職業能力開発の機会の提供などを行っています。

◇**障がい者の就労支援**……………障がい者の雇用を促進するため、本市では、「チャンスワークこなん」で、職業相談から職業紹介までの就労支援を行い、「湖南市障がい者就労情報センター」では、職業相談ならびに企業と障がい者就労支援事業所との橋渡しをすることで、雇用の促進、就業の安定を図っています。また県では、「障害者働き・暮らし応援センター事業（障害者就業・生活支援センター事業）」への補助をはじめ、「障がい者就職面接会」の開催などを行っています。

企業、社会福祉法人、NPO法人などの多様な主体において、障がい者の能力、適性、地域の障がい者ニーズに対応した訓練を実施しています。

◇**企業・事業主等への啓発**……………本市および湖南省企業・人権啓発推進協議会においては、就職困難者等に対する就職差別をなくすための啓発、人権問題や同和問題などに関する研修などを実施しています。

ハローワークでは、公正採用選考や障がい者雇用率（法定雇用率）の遵守などを指導しています。

◇**職業能力開発**……………国や県では、ポリテクカレッジ滋賀（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 近畿職業能力開発大学附属滋賀職業能力開発短期大学校）やポリテクセンター滋賀（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 滋賀職業能力開発促進センター）、テクノカレッジ草津（滋賀県立高等技術専門校 草津校舎）などにおいて、求職者や在職者を対象にさまざまな職業能力開発のためのカリキュラムなどを整備しています。

◇**仕事と子育ての両立支援**……………本市では、保育所への入所（通常保育）をはじめ、土曜保育、一時保育等を実施し、仕事と子育ての両立支援を行っています。また、ファミリーサポート事業を実施しています。

◇**自立支援教育訓練給付金事業等**……………本市では、就職を希望する雇用保険による教育訓練給付の受給資格を持たないひとり親等の家庭の母または父を対象に、受講した教育訓練講座の費用の一部を「母子家庭等自立支援教育訓練給付金」として支給、また、看護師等の資格取得のため養成機関で修業する期間について「母子家庭等高等技能訓練促進費」として支給し、ひとり親等の就職に向けた能力開発の取り組みを支援して自立を促進しています。

◇**技能取得教育訓練事業**……………本市では、経済的な理由等により自力で訓練の受講が困難と認めた者に、安定した就業に就くことを目的に技能取得教育訓練の受講費用の一部を補助し、個人の自発的な取り組みを促進しています。

◇**生活困窮者自立支援事業**……………生活保護に至る前から早期に包括的な支援を行い、個人の状況に合わせたアセスメントにより、生活から就労に至るまでの継続的な自立に向けた支援を推進しています。



3. 雇用・就労に関するアンケート集計の講評

平成 27 年（2015 年）7 月に、雇用・就労に関するアンケートを実施しました。

(1) 市内企業・事業所向けアンケート結果を受けて

育児休業制度、介護休業制度がある事業所、精神的ケアやカウンセリングの窓口が設置されている事業所がかなり多くなってきている。湖南省において就労支援を必要とする人たちにとって働きやすい環境が整備されてきている傾向にあると思われる。

「法定雇用率」を達成している企業は半分以下であり、障がい者雇用は十分に進んでいない感は否めないが、「法定雇用率」対象外の事業所における認知率は 93% と高く、また「障害者雇用促進法」の平成 25 年度改正についても、認知率は 74% と高いことから、障がい者雇用を高める可能性が期待される。

就職困難者に対しても採用に積極的に取り組み始めている事業者が増えてきている。またハローワークや関係団体、養護学校等との連携を密にすることを重要視している事業者も多くなっている。就職困難者の雇用を進めていくためには、ハローワークや湖南省障がい者就労情報センターだけでなく、チャンスワークこなんの認知度も高くするための PR が必要である。

(2) 一般市民向けアンケート結果を受けて

就労状況に関しては、働く意欲を持っている人の割合が高いことが伺えるが、経済的理由で働かざるを得ない人もいる。またその一方で障がいや病気などの理由で働く意欲が低い人も少なからずいる。働く意欲の低い人に関しては、理由を明らかにしたうえで、その理由に応じた支援を検討する必要があると思われる。

具体的には、就職困難者の実態の把握、雇用機会の増加、情報提供、生活支援、保育園の充実など多様な面の施策の充実を求める声が高い。現状ではその支援機関であるハローワークは認知度が高いが、それ以外のチャンスワークこなんなどの認知度は高くなく、さらなる認知度の向上が求められる。

また、就職困難者（高齢者、女性、障がい者など）に対する支援を求める声も多く寄せられており、今回の湖南省就労支援計画に対する期待の高さが明らかとなった。

(3) 市内の外国人向けアンケート結果を受けて

外国人向けアンケートでは、滞在期間は 15 年、20 年を超える人も多く見られた。その中で、働く意欲を持っている人は 90% と一般市民向けアンケート結果よりも高い結果となった。経済的理由で働かざるを得ない人がいるのも確かである。不安定な立場で働いている外国人が多数いることを考えると、給料面も含めた待遇、労働環境の改善を目指すなどの就労支援が今後さらに必要であると思われる。

仕事で困っていることでは、給料面での不安や日本語の不安があることが伺える結果となった。こうした不安に対しては、相談に来るのを待つだけでなく、行政の側から就労支援を働きかけるアウトリーチの役割も必要であると思われる。今後は湖南省国際協会などの関係団体との連携を密に行うことも効果が期待できると思われる。

第3章 就労支援の基本方針

1. 就労支援の基本理念

就職困難者等の就労を支援するため、次のような基本理念を設定しました。

市民の一人ひとりが、自らの意思に基づき、生きがいや生活に必要な糧を得ることのできる「雇用・就労」という基本的な権利を尊重し、希望を持っていきいきと暮らせる地域社会の実現に向け、行政と市民が協働し、「夢と笑顔あふれるまちづくり」を基本理念とします。

2. 就労支援の推進体制

就職困難者等の就労が実現できるよう、次のような方針に基づき、就労支援を展開していきます。

《基本的な展開方針》

(1) 就労相談・支援体制の確立

関係各課の相談窓口より就職困難者等の就労に関する専門的な相談体制と関係機関との更なる横断的連携を充実していきます。

(2) 新たな制度・取り組みの促進

就職困難者等の就労阻害要因の解消などを図るため、既存の制度・取り組みを活用するほか、生活困窮者自立支援制度[※]などの新たな制度を積極的に活用していき、ニーズに応じた取り組みを進めていきます。

また、企業の求める人材の育成にも努めていきます。

(3) 企業・事業所との連携の強化

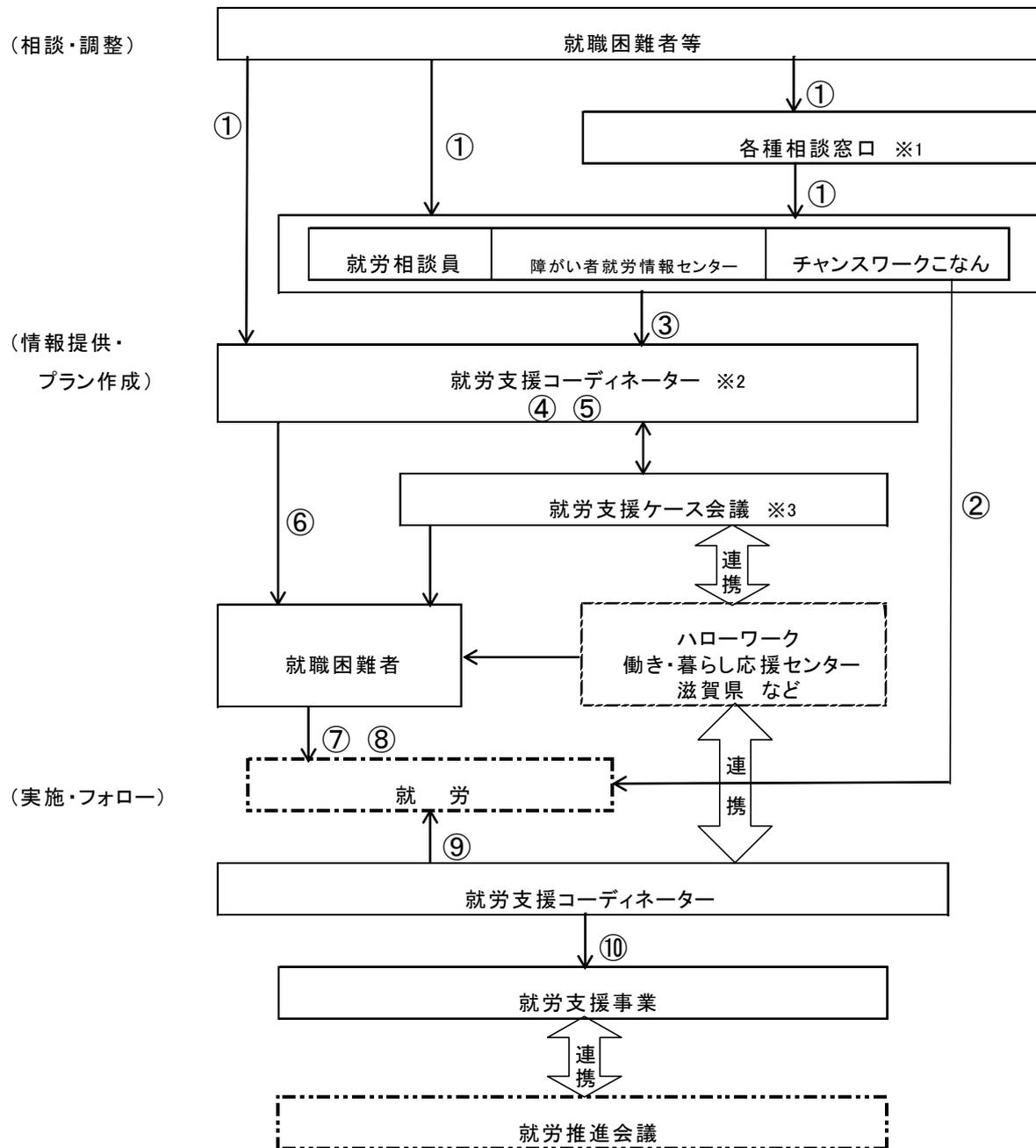
湖南省障がい者就労情報センターを窓口し、企業・事業所からの求人や障がい者支援施設への作業受注、職場実習などの情報収集と調整を図るとともに、就労促進の補助・助成制度などの情報提供と活用促進を図るため、企業・事業所との日常的な連携、情報交換、交流の機会づくりに努めます。

また、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による企業訪問や企業・事業所人権啓発推進協議会との連携により、就職困難者等の就労の実現をめざして、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決および企業の社会的責任において就職困難者の積極的な雇用について、企業における啓発活動をより一層進めていきます。

※ 働きたくても働けない人、住むところがない等、生活にお困りの方（生活困窮者）についての相談窓口を設置し、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う制度。

就職困難者等の就労の実現（選択）に向けての本市における推進体制のイメージは次のとおりです。

《就労支援事業の推進体制の流れ》



- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① 就労に関する相談 | ⑥ サポートプランの提示 |
| ② 職業紹介 | ⑦ サポートプランの実行 |
| ③ 「就労支援事業」対応ケースとして報告 | ⑧ 既存の就労相談等の活用 |
| ④ 面談、カウンセリング等 | ⑨ 就労後のサポート |
| ⑤ サポートプランの作成 | ⑩ 就労支援事業に課題等をフィードバック |

< 概 要 >

- ① 各種相談窓口では、就労の相談、就労に関する各種情報の収集・管理と提供、および就労相談カード(P22)、就労支援サポートプラン(P24)の作成等を行います。
- ② 就労支援コーディネーターは、各担当課・関係機関と連携をとりながら、就職困難者等へのサポート状況の把握と支援に努めます。
- ③ 就職困難者等の就労阻害要因の解消が図れるよう、関係各課や関係機関・団体などとの情報交換や調整を図り、就労支援サポートプランの検討を行う。また、『就労支援ケース会議』を必要に応じて開催します。
- ④ 就職困難者等の就職の機会均等、雇用の促進および職業の安定を図ることを目的とした就労支援のため、関係団体、就労担当者および関係者等との連絡調整および情報提供の場として『就労推進会議』を開催します。

※1 各種相談窓口

(1) 市役所内の窓口

住民生活相談室、商工観光労政課、社会福祉課、子育て支援課、少年センター、チャンスワークこなん、障がい者就労情報センター

(2) 市役所（出先機関）の窓口

- ・みくも地域人権福祉市民交流センター、夏見会館、柑子袋会館、松籟会館、岩根会館
- ・各まちづくりセンターなどの窓口（ただし、指定された相談日時のみ）

(3) 市役所以外の窓口

ハローワーク、甲賀地域ネット相談サポートセンター、障害者雇用・生活支援センター（甲賀地域働き・暮らし応援センター）支援センターこのゆびとまれ、生活支援センターあかつき、地域生活支援センターしろやま

※2 就労支援コーディネーター

就労相談事業担当者が、カウンセリングに対するスキルの向上を行い、次の3つの役割を担います。

- ① 就職困難者に対し、効果的で計画的な支援が促進されるようマネジメントをします。
- ② 各種相談窓口での相談内容により、的確な指導や助言を行うことや、複眼的視点やセカンドオピニオンとしてのアドバイスを行います。
- ③ 就労支援ケース会議や就労推進会議の事務局を担う商工観光労政課に対し必要な助言をし、その実効が促進されるよう努めます。

※3 就労支援ケース会議

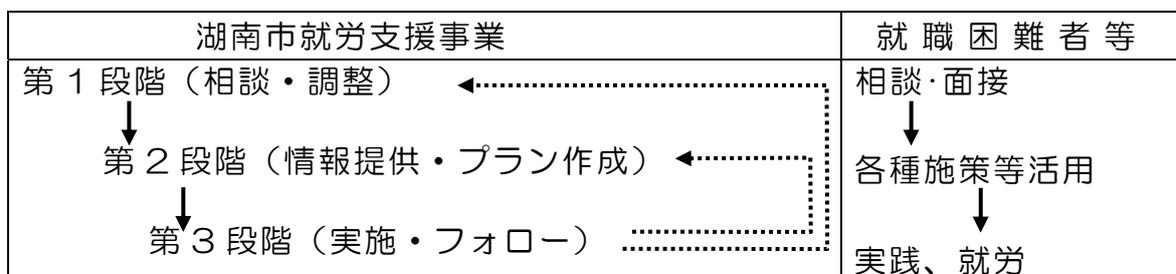
相談を受けている側（各種相談窓口および就労相談員、障がい者就労情報センター等）が、就労支援サポートプランを作成し、想定される課題を整理し検討を行います。

構成員は、商工観光労政課、相談を受けている担当とハローワークを中心に構成し、状況に応じて関係機関に参画を求め、的確な支援を検討します。

《就労支援の事業推進の流れ》

就職困難者等一人ひとりの就労阻害要因の解消などを図るため、次のように段階的に展開していきます。ただし、ケースによっては、前の段階に戻って取り組み直すこともあります。

《段階ごとの就労支援のイメージ》



【第1段階（相談・調整）】

各関係課では、就職困難者等の就労に関する相談を受け、一人ひとりの就労阻害要因の把握に努めます。

- ① 相談受付……………各相談窓口において、就労に関する相談を受け、就労相談カード(P22)を作成します。
- ② 応 対 ……………各相談窓口では、就労支援の専門的な相談の場合、就労相談員等と連携して個別に対応します。また、福祉的就労などとして対応することもあります。
- ③ 就労情報集約…各相談窓口での就労に関する相談内容(福祉的就労としての対応を含む)や関連情報を各関係機関が集約します。
- ④ 個別面談……………就労阻害要因を把握するため、必要に応じて、各担当課の相談員等が就職困難者等に個別に面談をします。
- ⑤ 阻害要因分析…相談での情報をもとに、相談者の就労阻害要因や就労につながるような分野を整理します。

【第2段階（情報提供・プラン作成）】

各相談窓口の担当者等は、就職困難者等の就労阻害要因を解消するため、一人ひとりに応じた就労支援サポートプラン(P24)を策定します。

- ① 情報収集……………就労阻害要因の解消に向けた、さまざまな制度や施策、サービスなどの情報を収集します。
- ② 紹介・提供……………就職困難者等の課題に応じて、各種施策やサービスの活用などの助言・提供を行うと共に、関係課に同行紹介します。
- ③ 関連情報収集…国や県並びにハローワーク等の関係機関の就労・訓練情報などを収集します。
- ④ プラン作成……………就職困難者等一人ひとりに適した就労支援サポートプランを作成し、就労支援ケース会議などで検討・調整の上、確定します。

- ⑤ プラン提示……就職困難者等に対して、就労支援サポートプランを提示し、プランに基づく事業の実施について指導・助言します。

【第3段階（実施・フォロー）】

就労相談を受ける関係機関は、就職困難者等に就労支援サポートプランを提供し、プランに基づいた個別メニューの実践を支援します。また、就労相談員等はプランの策定に必要なメニューづくりや就労後の状況ならびにプランの有効性などを確認します。

- ① プラン実行……就労相談員等は就職困難者等に、就労支援サポートプランに基づく個別メニューを説明し、実施・実行を検討します。
- ② 個別調整……個別メニューの実施に向けて、企業や訓練機関などとの日程調整や内容精査を行います。
- ③ メニュー実践…就職困難者等は、就労支援サポートプランに基づく個別メニューに取り組みます。実践期間中は、適宜、関係機関などと連絡・調整を行います。また、個別メニューの見直しが必要な場合は前の段階に戻ることもあります。
- ④ 就労個別指導…就労に向けた個別指導（模擬面接、ハローワークへの誘導など）を行います。
- ⑤ フォロー……就職困難者等の就労後の定着・職場環境を定期的に確認します。
- ⑥ 検 証……個別ケースや事業全般に関する評価や効果の確認を行い、適宜、就労支援事業の改善を図っていきます。

*就労相談員等（商工観光労政課他）は、各担当課・関係機関と連携をとりながら、就職困難者等へのサポート状況の把握と支援に努めます。



【様式例】

受付番号 〇〇-〇〇

就 労 相 談 カ ー ド

担当者名：

フリガナ 氏 名	マルマル カクカク 〇〇 □□		男 女	受付日	〇〇〇年〇月〇〇日	
				生年月日	〇〇年〇月〇〇日 (〇〇歳)	
現 住 所	〒 〇〇市□□町△△-◇			家族構成	相談者、子ども2人(3歳 8ヶ月、4ヶ月)	
				家族構成数	3人	
電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			うち扶養家族	2人	
相談内容	本人の 意向	安定した就労を希望し、ハローワークに求職登録[区分] を行っているが、育児条件もあり、就職が決定しない。			雇用 就労	○
						その他
<p>ハローワークに求職登録を行っているが、子どもの保育要件もあり、自宅付近での就職を希望。何度も面接に行くが就職先が決定しない。</p> <p>(相談時に判明した事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親等の家庭の保護者 (〇〇年〇月離婚) ・生活保護受給 (月額9万円) ・児童扶養手当 (〇月に一度支給 17万円程度) ・家賃2か月滞納中 ・子どもの面倒をみてもらえる親族はいない ・パソコンは使える ・甲状腺の持病あり 						
現 状	相談者の区分 (番号 ②)	①障がい者 ②ひとり親等の家庭の保護者 ③中高年齢者 ④若年者 ⑤その他 ()				
	〇月〇〇日		相談のため来所 (生活保護ケースワーカーの紹介) ・安定した就労を希望 ⇒ハローワークに連絡し、市内のひとり親家庭の保護者が就労可能な求 人事業所の求人票をFAXにて入手し、相談者に交付			ポイント 本人の気持ち を落ち着かせる よう努めること
〇月〇〇日		相談者より電話連絡 ・希望する求人事業所の報告			ポイント 事業所へ伝える 内容については必 ず本人の了承を得 ること	
〇月〇〇日		求人事業所に連絡 ⇒求人事業所の採用担当者に連絡し本人の事情 を伝える。				
〇月〇〇日		相談者より連絡 ・面接に行ったが不採用			ポイント ① 相談経過の 詳細は、別紙に 経過としておく こと ② この欄に就 労阻害要因、所 見を掲載しても 良い	
〇月〇〇日		相談のため来所 ⇒〇〇市が実施する能力開発講座の受講を勧める。				
〇月〇〇日		ケース会議 ・本人了解 ・能力開発講座への受講の支援メニューを決定 (現在に至る)				

学 歴	〇〇中学 △△△△年卒 年生在 中退			資格免許	有					
	〇〇高校 △△△△年卒 年生在 中退			普通運転免許						
	〇〇大学 △△△△年卒 年生在 中退									
	〇〇専門学校 △△△△年卒 年生在 中退									
職 歴 (アルバイト)	会社名	期間	給料	仕事の内容	選択の理由	転退職の理由				
	〇〇〇〇(株)		11万	ウエイトレス	適職と思って	自己都合				
	〇〇製菓		12万	袋詰め作業	希望職種	雇い止め				
	喫茶〇〇		10万	ウエイトレス	希望職種	会社都合				
	通算期間	2年10月								
雇用保険加入の有無 有 (無)	雇用保険受給期間 年 月 ~ 年 月			求職者 番 号	〇□◇〇◇□〇					
希望する 就労の内 容	①職種	ウエイトレス (飲食店)								
	②勤務形態	常勤での雇用 (日・祝日休み)、交代勤務不可								
	③収入源	月給 16万円程度、別途賞与希望								
	④勤務時間	AM9:00~PM4:00 (6時間程度)								
	⑤勤務日数	平日 (月~金)								
<p>ポイント 他機関へ誘導する場合は、 具体名称を記載すること。 また、必ず相談者の確認を 得ること。</p>										
<p>相談者への確認事項 本相談カードに記載している内容については、プライバシー保護のため十分に留意しながら支援を推進するが、雇用・就労支援メニューが不十分な場合は、他の就労支援機関等へ本カードの写しを提供することに対する同意の確認</p>					相談者 確認欄					
<input type="checkbox"/> 就労支援ケース連絡協議会										
名称	<input type="checkbox"/> 他の就労支援機関 (機関名)									
名称	<input type="checkbox"/> 他の相談機関 (機関名)									
会議	<input type="checkbox"/> その他 (機関名称 〇〇市ケース会議)				印					
相 談 者 所 見	<p>相談者の希望職種 (サービス業) と本人が勤務可能な時間帯に差異があるが、相談者の就労意欲は強く、一定のスキルを向上することができれば、就労は可能と考える。このため、〇〇が実施する能力開発講座受講後も就職が決定しない場合は、他の就労支援機関との連携も必要と考える。また、保育所に入所できれば勤務時間の延長は可能で、本人が希望する月給の確保も可能であると考えられる。</p> <p>今後も、本人が就労意欲を失することのないよう密接に連絡し、円滑な就労に向けた支援が必要である。</p>									
対 応 状 況	新規 相談	相談 継続	求人 情報 提供	講習 講座	就業 体験	その他 ()	雇用・就労			
	〇	〇	〇	〇			正規	短期	基金	その他 ()

【様式例】 就労支援サポートプラン

I D	I Dー	作成者	作成	年	月	日
利用者年齢		性別記載				
困っている事柄						
支援目標						
配慮すべき事柄						

実施済み・対応中の支援メニュー			
	施策	機関	内容
年 月～			
年 月～			

緊急対応すべきメニュー		
	項目	内容
年 月～		

支援検討中メニュー		
	施策・項目	内容
年 月～		
年 月～		

ケース会議における専門家等の所見		
年	月	日
年	月	日

その他特記事項

* 場合に応じて、就労支援サポートプランの様式が変わることもあります。

〔就労支援サポートプランの内容・項目説明〕

☆まず、就労相談の情報から「抽出」「転記」する際に、できるだけ簡単・明瞭に手間ひまをかけないようにします。

☆「書き換え」「追加」「新目標設定」ができるように相談者(利用者)が階段を一段ずつステップアップできるように、本人が納得し、合意できるものから記載します(目標をいきなり最初から振りかざさないこと)。

☆「目標」と「主訴」とは合致しない場合がありますが、合致する(させる)ことで潜在的な力や自己効力感が生まれ、また、そうした過程を踏むことで、相談を受ける側が視点を持つことができます。

以下、様式に必要なと思われる項目を列記します。

1. 相談者番号または仮名(個人氏名を書く必要はありません)
2. 作成者(相談を受けた担当者名)
3. 作成年月日(日付の新たなもの)
4. 利用者(相談者)の意向(主訴)あるいは「困っていること」
5. 支援目標
6. 配慮事項
7. 資格・就労につながる得意分野(資格や就労に向けて強みと思われる能力)
8. 対応した・対応中の支援メニュー(機関や期間が記入可能なら)
9. 対応が緊急に必要なと考えられる支援メニュー
10. 検討している支援メニュー(未実施)
11. ケース会議における専門家・専門機関の助言と提案
(複数回実施と思われるので、年月日記載可能に)



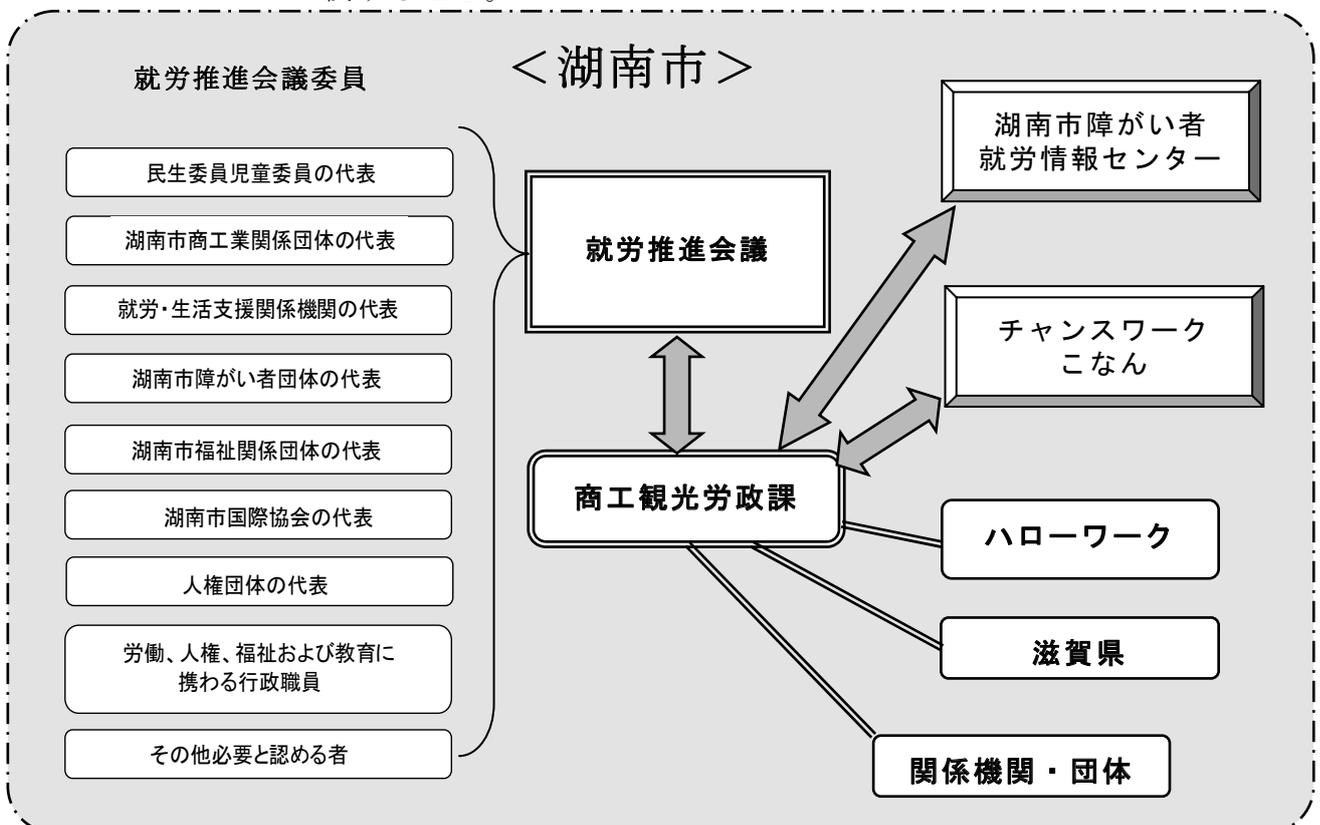
3. 就労支援機能・役割

(1) 就労相談員

- 役 割：就職困難者等への個別対応、就労への誘導などを担います。
- 内 容：①求職者や再就職を希望する人への就労相談および支援。
②不安定就労者に対し安定就労に向けて指導および支援。
③就労を必要とする未就労者に対し就労に向けての指導および支援。
④市の施設への巡回相談と訪宅による相談および指導。
⑤研修会、学習会への参加および関係する会議への出席。
⑥ハローワーク（チャンスワークこなん）および関連機関より情報収集。

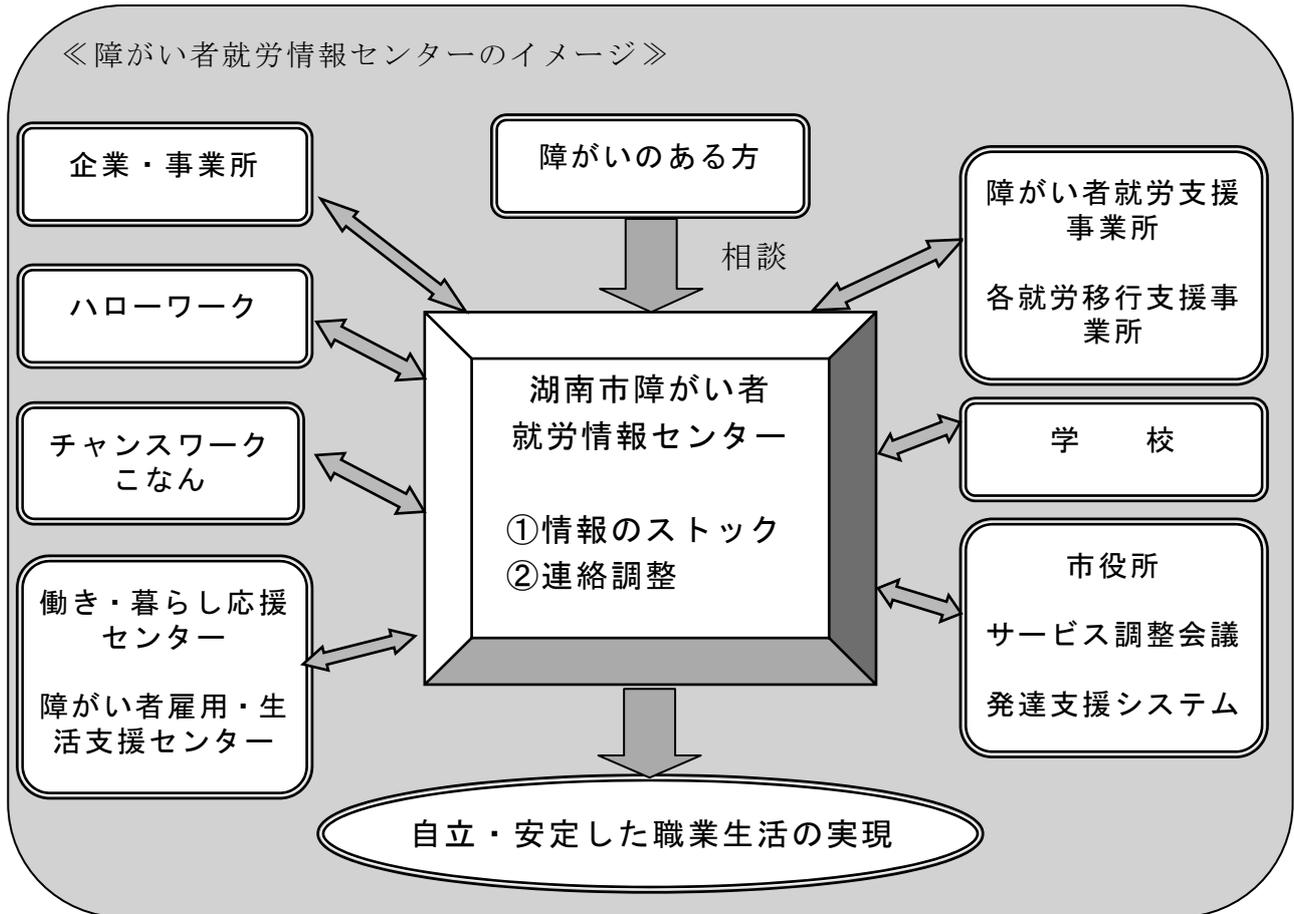
(2) 就労推進会議

- 役 割：就職困難者等に対し、就職の機会均等、雇用の促進および職業の安定を図り、就労を支援します。
- 構成員：市内および関係機関の就労に関わる責任者など。
- 内 容：①就職困難者等の就労支援に関すること。
②中学校、高校または大学を卒業している就職困難者等の進路保障に関すること。
③湖南省就労支援計画の策定に関すること。
④関係団体、就労担当者および関係者等の連絡調整および情報提供に関すること。



(3) 障がい者就労情報センター

- 役 割：市内の障がいのある人が近くで安心して働けるよう、就労に関する情報を一元的に集約し、リアルタイムで情報を提供します。
- 機 能：①仕事の開拓のため、企業や障がい者就労支援事業所から情報収集するとともに、橋渡しを行います。
②企業、障がい者就労支援事業所、学校へ情報を提供します。
③障がい者就労支援事業所や関係機関との連絡調整を行います。

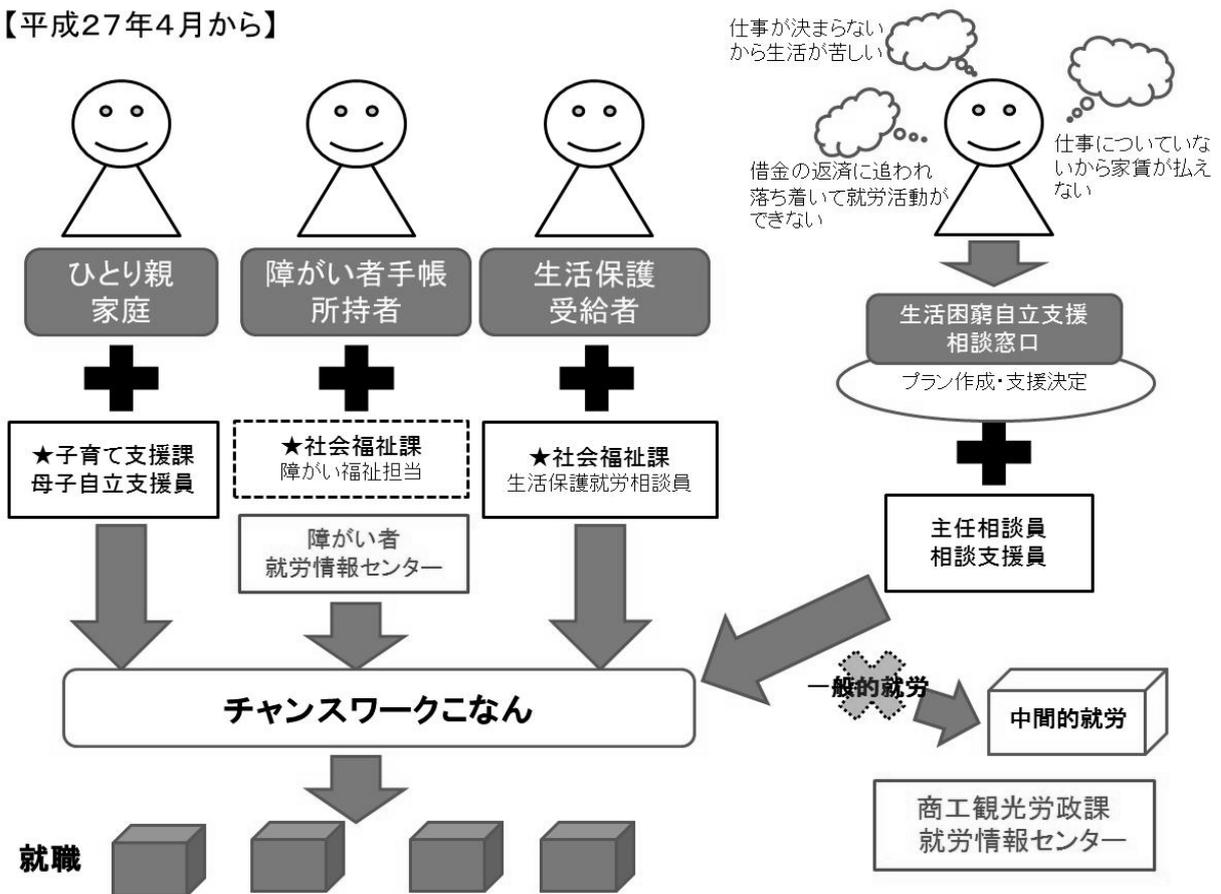


(4) チャンスワークこなん (ハローワーク甲賀の一体的実施施設)

- 役 割：市内の障がいのある人、児童扶養手当を受給されているひとり親等家庭の保護者、住居確保給付や生活保護を受けている人を対象に就労支援を行います。
- 機 能：①ハローワークの職員が2名常駐しており、職業相談から職業紹介までの就労支援にスピーディーに対応することができます。
 ②チャンスワークこなんには2台の求人情報提供端末が設置されており、来所時に最新の情報が検索できます。
 ③就労相談は予約制で、マンツーマンで対応し、しっかりと就労をサポートすることができます。
 ④企業や事業所向けに、障がい者の雇用制度や福祉施策などについて説明し、雇用の促進をサポートすることができます。
 ⑤市役所内の福祉関連課、障がい者就労情報センターおよび働き・暮らし応援センターなどのさまざまな関係機関と連携することにより、幅広い就労をサポートすることができます。

《チャンスワークこなんのイメージ》

【平成27年4月から】



4. 就労支援施策メニュー

本市では、就労支援に関わる各種施策・事業などの促進に努めます。

(1) 「就労」について本格的に取り組むためのメニュー

「就職困難者等」が、育児や介護の問題などに心配することなく、「就労」を実現するために利用できる福祉施策を積極的にすすめます。

- 自立生活のための相談や支援の総合的な展開
- 総合的、継続的なケアマネジメントの実施
- きめ細かな保育サービスの実現
- 生活援助・支援サービスの向上

[具体例]

- ・ 母子父子自立支援プログラム策定事業
- ・ 日常生活サポート事業（事前登録制、有料）
- ・ 湖南市ファミリー・サポートセンターの活用
- ・ 一時預かり事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 学童保育事業
- ・ 自立支援教育訓練給付金事業
- ・ 高等職業訓練促進給付等事業
- ・ 母子寡婦福祉資金
- ・ 日中一時支援事業
- ・ 生活保護受給者等就労支援事業
- ・ 奨学資金給付制度



など

- 居住の場の確保

[具体例]

- ・ 総合支援資金貸付制度（生活支援費の貸付）
- ・ 生活困窮者自立支援事業（住宅確保給付金）

など

- 企業・事業所などに対する CSR 等、法律・制度の周知徹底や事業主に対する啓発指導

[具体例]

- ・ 湖南市企業事業所・同和・人権啓発基本方針
- ・ 障害者総合支援法や雇用対策法
- ・ ワークライフ・バランス（両立支援）への取り組み推進

[成果]

- ▷ 平成 24 年(2012 年) 3 月に就労相談から職業紹介までをワンストップで対応できる相談窓口と求人情報提供端末により最新の情報が検索できる施設「チャンスワークこなん」（ハローワーク甲賀の一体的実施施設）を市役所内に設立しました。
- ・ 就労相談員による相談事業を市内各地域で定期的実施することで相談事業の定着が図れてきました。

- ・湖南省障がい者就労情報センターを窓口に、企業と障がい者就労支援事業所の橋渡しがスムーズに行えるようになりました。

[今後の取り組み]

- ▷ ・就職困難者等の就労後も継続した支援ができるよう体制を整えます。
- ・相談窓口において、就労相談カードを作成し、一人ひとりに合った就労支援サポートプランに基づき統一した継続支援ができるよう整えます(ただし本人の承諾が必要)。

(2)「就労」を実現するためのメニュー

本人の職業意識の高揚を図り、技術・技能の取得支援や職業体験等を積極的に取り組む施策・事業を行います。

○職業能力開発の活用促進

[具体例]

- ・トライワーク制度
- ・緊急人材育成支援事業(国施策)
(「緊急人材育成・就職支援基金」による事業)
- ・各種パソコン訓練、各種能力開発講座、各種検定取得講座
- ・市技能取得教育訓練事業(市施策)
- ・トライアル雇用(国施策)
- ・就労相談事業 など

○職業体験などの機会充実

[具体例]

- ・市道管理業務(草刈、簡易舗装、清掃など)
- ・パソコン入力業務
- ・各種封入封かん業務
- ・介護支援補助業務 など

○雇用・就労情報の提供

[具体例]

- ・障がい者向け就職ガイダンス



[成果]

- ▷ ・職業能力開発のための職業訓練制度および関係施設や関係団体などによる就労のための各種資格取得講座の実施により就労の場の拡大に努めています。
- ・障がい者就労情報センターおよびチャンスワークこなんの就労ナビゲーターによる職場実習の場および一般就労の場の開拓を進めています。

[今後の取り組み]

- ▷ ・関係機関と連携し就職困難者等の就職面接会などの開催を行います。
- ・ハローワークや県などと連携し、職業訓練に関する情報提供を積極的に進めます。
- ・企業・事業所への求人情報開拓事業を進めるとともに、就職困難者等の雇用

促進などの働きかけを行います。

(3) 「就労」を地域がいっしょになって支えるためのメニュー

「就労」するには市民が元気で企業・事業所や地域が活性化していくことが必要です。そのための施策・事業を積極的に行っていきます。

○企業などへの補助金や助成金などの情報提供

[具体例]

- ・雇用調整助成金
- ・両立支援レベルアップ助成金
- ・高年齢者雇用開発特別奨励金
- ・特定就職困難者雇用開発助成金 など

○市民や企業・事業所への人権啓発

[具体例]

- ・各種団体主催の研修会
- ・市主催企業向け研修会（新人、窓口担当者、経営者）

○企業・事業所などで構成される各種団体のネットワークの設置

○関係者の資質向上のための事業

[具体例]

- ・スキルアップ講座
- ・県・市主催の研修会

○企業・事業所に対して、市独自施策による、雇用奨励金交付制度について検討します。

[成果]

- ▷ ・甲賀広域職業対策連絡協議会と企業・事業所との交流会や、湖南市企業・事業所人権啓発推進協議会による人権研修会を開催しています。
- ・湖南市就労推進会議や湖南市障がい者就労情報センター運営協議会を設置し、企業・事業所および各種団体や関係機関との情報交換や検討協議の場を設けています。

[今後の取り組み]

- ▷ ・企業・事業所に対して補助金や助成金等の制度の情報提供を行い、就職困難者等に対する就労への理解を深めていきます。
- ・就職困難者等の雇用・就労の機会増大の環境づくりを実現するため研修会の開催や人権啓発を積極的に取り組みます。

(4)「就労」の機会や場を確保、創出するためのメニュー

一般企業に就労するだけでなく、身近な地域などにおいて就労の機会と場を確保・創出するための事業を行います。

- 地域資源の活用促進
- 県内に立地する就労関係の専門機関・組織との連携強化と積極的な活用
[具体例]

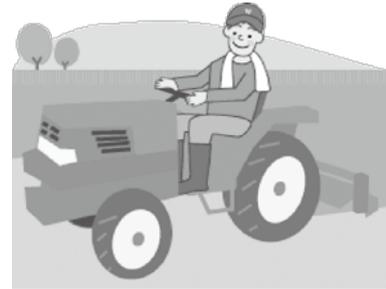
- ・「雇用・能力開発機構滋賀（ポリテクセンター滋賀）」
- ・ヤングジョブセンター滋賀
- ・滋賀県職業能力開発協会
- ・テクノカレッジ草津
- ・滋賀県就労支援事業者機構

- 新しい「働き方」の模索

[具体例]

- ・シルバー人材センター
- ・ソーシャルエンタープライズ（社会的事業所）
- ・障がい者就労支援施設（作業所等）
- ・就農事業

- 企業との情報交換の場



[成果]

- ▷・市内で開業される企業へ、障がい者就労や障がい者就労支援事業所の施設外就労（草刈や清掃業務など）に対する情報提供を行っています。
- ・地域イベントや企業イベント等での障がい者就労支援事業所による出店の場を設けて、市民へのPRを行っています。

[今後の取り組み]

- ▷・60歳以上の現役を退いた人の知識や経験を生かした事業展開のできる場の提供と社会参加の場の提供を進めていきます。
- ・すぐに一般企業で働くことが困難な人（長期離職者・ニート・ひきこもりなど）に就労支援を行い、定着した就労を目指します。
- ・身近な地域で就労の場を確保できるよう、各種施策や事業などを活用し、空き店舗や農地を利用した新規開業・創業・就農などを支援します。

上記のとおり、解決できたものもありますが、前計画の成果を継続しながら、さらなる発展や見直しが必要ということも出てきました。就職困難者等の就労支援の実現を図るためには、就労阻害要因として挙げているものを解消するとともに、パーソナル・サポート・サービスシステム事業の継続・発展とより充実した就労支援体制を確立していく必要があるととらえています。

第4章 計画の推進に向けて

本市では5年前に策定した「湖南省就労支援計画」に基づき就労の支援を行ってきました。「第二次 湖南省就労支援計画」をもとに、就職困難者等の就労支援をさらに展開していきます。前計画での課題とそれに対する取り組みの成果をもとに、今後の取り組みについて下記のとおり検証しました。

1. 今後の体制充実の方向について

「就職困難者等」の就労支援に関する施策・事業は、それらを総合的に包括し、円滑で効果的な実施を進めていく必要があります。そのためには、相談後の支援体制の統一化や関係機関との連携など、雇用・就労を専門的に進めていく組織体制の整備を推進していきます。

また、計画の実効性を高めるため、事業内容を分かりやすく紹介するハンドブックや市民向けのリーフレット、担当者向けマニュアルなどを作成し普及啓発に努めます。

2. 無料職業紹介事業（チャンスワークこなん）の有効的な活用

平成24年(2012年)3月に開設された「チャンスワークこなん」を有効活用することにより、就職困難者等（障がい者、ひとり親等の家庭の保護者、生活保護受給者等）を対象に相談から就労までの一貫した長期支援を行っていきます。

3. 支援内容の検討

「就職困難者等」の実情に合わせた支援内容の充実を検討していきます。市では、発達支援システムが構築され、発達障がいを含めたすべての障がい者（児）に対し、「乳幼児期から成人期までの一貫した支援」がなされています。また、発達障がいと認知（自覚）されていない人やひきこもりも含めた成人期以降の就労支援も推進していきます。

また、すべての就職困難者等に対し活用できる就労支援のシステムを検討していきます。

さらに公的就業や民間就業ではない、シルバー人材センターやソーシャルエンタープライズ（社会的事業所）※、就農事業などによる生活面・健康面・そして働く場の三位一体となった地域社会に根ざした就労の場づくりを、公的制度の活用も視野に入れて、推進していきます。

4. 生活困窮者自立支援制度の有効的な活用

生活困窮者は、就労の定着に課題がある場合も少なくありません。生活相談も含め就労相談から就労準備および就労訓練など複合的に個々の状況に応じた支援がスムーズに行え、定着した就労ができる体制づくりを進めていきます。

※障がい者と健常者が対等な立場で働く事業所

5. 事業の定着と普及

就職困難者等が抱えるさまざまな課題や困難を克服し、それぞれが希望する雇用・就労を実現していくためには、この計画と事業内容に対する市民の理解と協力が必要不可欠です。この計画と事業内容の普及に向け、さまざまな機会と場を活用するとともに、滋賀同和問題企業連絡会や市企業・事業所人権啓発推進協議会、市商工会、市工業会など市民・団体が積極的に協力できる体制や協力内容を提供し、市民参加の機会拡大に努めていきます。



資料編

《目次》

1. アンケート回答結果	36
(1) 市内の企業・事業所向けアンケート	36
(2) 市民向けアンケート	44
(3) 市内の外国人向けアンケート	52
(4) 関係団体向けアンケート	56
2. 湖南省就労推進会議・就労支援計画策定部会合同研修会	59
3. 雇用・就労に関する各種法律	60
4. 雇用・就労に関する各種計画等の状況	61
(1) 市における各種計画	61
① 第二次湖南省総合計画	61
② 第二次湖南省地域福祉計画	65
③ 第二次湖南省障がい者計画	66
④ 湖南省子ども・子育て支援事業計画	69
⑤ 湖南省男女共同参画 アクション 2007 計画（改訂版）	71
⑥ 湖南省人権擁護総合計画	75
⑦ 湖南省多文化共生推進プラン	77
(2) 国・県における雇用・就労に関連する諸計画	78
・ チャレンジしが 滋賀県雇用推進プラン	78
・ 滋賀県障害者プラン	78
5. 就労などに関する相談窓口	81
6. 就労推進会議委員名簿等	85
・ 湖南省就労推進会議委員名簿	85
・ 湖南省就労推進会議就労支援計画策定部会委員名簿	86
・ 湖南省就労支援計画策定アンケート調査分析研究チーム名簿	87
7. 第二次 湖南省就労支援計画策定経過	88

1. アンケート回答結果

(1) 市内の企業・事業所向けアンケート

民営の企業・事業所の状況を把握するため、雇用実態にかかる調査を湖南省において 100 社に対して、2015 年 7 月にアンケート調査を実施しました。その結果から、本市の企業・事業所の雇用・就労に関する状況を整理しました。

湖南省実施数 100 社 回収数 57 社（内有効回答 53 社） 回収率 57%

●企業・事業所の概要について

企業・事業所は圧倒的に製造業が多く、全企業・事業所 53 カ所中約 49%と半数を占めている。次いで多いのは建設業の 6 カ所で約 11%である。

（単位：社）

	産業分類	事業所数
1	農業・林業・漁業	1
2	鉱業	0
3	製造業	26
4	建設業	6
5	情報通信業	0
6	運輸業、郵便業	4
7	卸売・小売業	4
8	飲食店、宿泊業	1
9	電気・ガス・熱供給・水道業	0
10	不動産業、物品賃貸業	0
11	金融・保険業	0
12	医療、福祉	4
13	教育、学習支援業	0
14	学術研究、学問・芸術サービス業	0
15	生活関連サービス業	1
16	複合サービス事業	0
17	サービス業（他に分類されないもの）	4
18	公務（他に分類されないもの）	0
19	分類不能の産業	1
20	無記入	1
	全体	53

●従業員数について

(単位:人)

産業分類番号	従業員数		内障がい者数		内女性数		内外国人数	
	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規
1	115	20	1	0	32	19	0	0
3	508	0	7	0	11	0	0	0
3	303	73	0	3	21	11	3	37
3	109	179	2	2	46	84	0	3
3	243	1	3	0	57	1	1	0
3	438	41	4	1	8	2	0	0
3	133	19	2	0	14	10	1	0
3	114	15	1	0	6	9	0	0
3	105	2	1	1	9	1	1	0
3	70	36	1	0	5	11	0	0
3	89	3	1	1	7	1	0	0
3	71	22	2	0	23	10	2	8
3	76	1	0	0	22	0	6	0
3	76	4	0	0	13	2	0	0
3	60	0	5	0	7	0	0	0
3	72	14	0	0	8	5	0	0
3	38	25	0	0	15	11	0	0
3	44	18	0	1	6	7	0	0
3	32	6	0	0	2	3	0	0
3	25	0	0	0	5	0	3	0
3	40	1	0	1	14	0	0	0
3	19	0	0	0	3	0	0	0
3	26	0	0	0	6	0	0	0
3	41	8	3	0	1	7	0	0
3	11	6	0	0	2	4	0	0
3	10	6	0	0	2	4	0	0
3	21	10	0	0	7	3	0	0
4	87	0	0	0	12	0	0	0
4	20	0	0	0	4	0	0	0
4	8	5	0	0	1	1	0	0
4	10	0	0	0	3	0	0	0
4	0	0	0	0	2	0	0	0
4	53	8	0	0	8	3	0	0
6	237	30	5	0	2	0	0	0
6	145	71	2	1	47	5	0	0
6	120	0	3	0	20	0	3	0
6	29	17	0	0	0	17	0	1
7	404	187	2	1	175	124	4	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0
7	9	84	0	2	1	65	0	0
7	45	1	0	0	14	1	0	0
8	6	30	0	0	4	28	0	0
12	180	114	0	5	115	82	0	0
12	45	21	0	0	0	0	0	0
12	48	7	0	1	33	5	0	0
12	15	18	0	0	10	17	0	0
15	4	3	0	0	2	2	0	0
17	17	34	0	1	8	19	0	2
17	6	140	0	0	3	60	0	9
17	15	1	0	0	8	1	2	0
17	6	5	0	0	2	3	0	0
19	41	120	0	1	0	0	0	0
20	19	3	1	0	2	0	0	3

● 「障害者雇用促進法」に定める障がい者について

「障害者雇用促進法」における「法定雇用率が2%以上の事業所」は約15%、「法定雇用率0%～2%未満」の事業所は約25%である。一方「障がい者雇用率0%」の事業所は約48%と高い数値である。今後さらに障がい者雇用に関してPRが必要であると思われる。ただ従業員数55人以下の事業所に「障がい者雇用率0%」が多い状況であるため、障がい者雇用をPRすると同時に障がい者雇用をしやすくする施策、支援等も必要であると思われる。

(単位：社)

従業員数	事業所数	障がい者雇用者数2.0%以上	障がい者雇用者数0%超2.0%未満	障がい者雇用者数0人
1～55	23	3		18
56～111	13	4		6
112～499	13	1	11	1
500～	2	0	2	0
無記入	2			
計	53	8	13	25

● 従業員占率について

「障がい者」、「女性」、「外国人」の従業員に占める非正規率雇用の割合が高い状況である。特に「障がい者」、「外国人」においてはすべての事業所で非正規雇用の占める割合が10%未満であり、「女性」に関しても非正規雇用の占める割合が30%未満の事業所が多い。今後改善が望まれるところである。

(単位：社)

従業員占率	従業員		内障がい者		内女性		内外国人	
	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規
0%	0	9	33	37	3	15	41	44
0%超10%未満	2	9	18	14	17	17	10	6
10%以上20%未満	1	10	0	0	12	6	0	1
20%以上30%未満	1	3	0	0	12	7	0	0
30%以上40%未満	2	11	0	0	5	2	0	0
40%以上50%未満	1	2	0	0	0	1	0	0
50%以上60%未満	2	1	0	0	1	1	0	0
60%以上70%未満	11	2	0	0	1	1	0	0
70%以上80%未満	2	1	0	0	0	1	0	0
80%以上90%未満	11	1	0	0	0	0	0	0
90%以上100%未満	9	2	0	0	0	0	0	0
100%	9	0	0	0	0	0	0	0
無記入	2	2	2	2	2	2	2	2
計	53	53	53	53	53	53	53	53

●過去 5 年間の従業員数の増減状況について

(複数回答可) (単位：社)

増減状況	事業所数
正規社員、非正規社員ともに増えた	19
正規社員は増えたが、非正規社員が減った	19
正規社員は減り、非正規社員が増えた	4
正規社員、非正規社員ともに減った	3
技能実習生の受け入れが増えた	1
技能実習生の受け入れが減った	9
変化なし	1
計	56

●定年制について

(単位：社)

定年年齢	事業所数
60歳	44
61歳	0
62歳	0
63歳	0
64歳	0
65歳	9
定年なし	0
計	53

●再雇用・定年延長年齢について

(単位：社)

定年年齢	事業所数
61歳	0
62歳	0
63歳	1
64歳	0
65歳	39
70歳	4
限度無	9
計	53

◇定年制および再雇用・定年延長年齢についてより

定年は約 83%の事業所が「60歳定年」であり、「65歳定年」の事業所は約 17%である。なお、再雇用、定年延長年齢は「65歳」が約 75%、「70歳」が約 8%、限度無が約 17%となっており、再雇用、定年延長を実施している事業所が大半となっている。

●育児・介護休業制度の取得について (単位：社)

「育児休業制度」がある事業所が約 78%、「介護休業制度」がある事業所が約 62%と、ある程度「育児休業制度」「介護休業制度」が認知されてきていると思われる。「育児休業制度」「介護休業制度」の取得がない理由としては、両制度ともに対象者（該当者）、申請がないとなっていることより、従業員に対する「育児休業制度」「介護休業制度」の周知徹底が必要であると思われる。



○育児休業制度の取得がない理由

- ・対象者（該当者）がいない
- ・申請がない

○介護休業制度の取得がない理由

- ・対象者（該当者）がいない
- ・申請がない

●「障害者雇用促進法」の「法定雇用率」との関係について

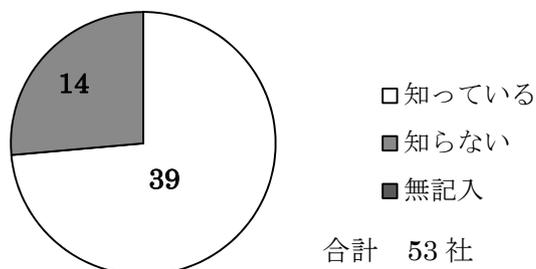
「法定雇用率」を対象企業で遵守して達成しているのは、対象企業中約 44%であり、まだまだ障がい者雇用が十分に実施されていない状況である。ただ、対象企業でなくても法律を知っている企業が約 93%もあり、今後は対象企業への支援だけでなく、対象外企業に関しても雇用を働きかけたり、支援をすることが障がい者雇用を促進させるために必要であると思われる。

(単位：社)

達成状況	事業所数
対象企業なので遵守して達成している	17
対象企業なので雇用しているが未達成	11
対象企業であるが一人も雇用していない	9
対象企業であるが知らなかったので未達成	0
対象企業ではないが法律は知っている	13
対象企業ではないので法律を知らない	1
無記入	2
計	53

●「障害者雇用促進法」の平成25年度改正について（単位：社）

「障害者雇用促進法」平成25年度改正について「知っている」と回答した事業所は約74%と、比較的「障害者雇用促進法」が理解されていると思われる。



●就職困難者の雇用に対する現在の方針・取り組みについて

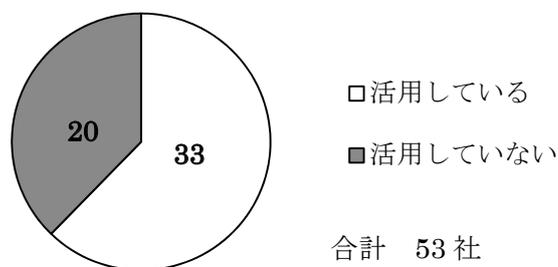
就職困難者を「方針として積極的に雇用している」事業所と「特に方針はないが雇用するように努めている」事業所を合わせると約45%である。まだ道半ばの状況であるので、就職困難者に対する雇用理解が進むよう啓発する必要がある。

(単位：社)

方針・取り組み	事業所数
方針として積極的に雇用している	13
特に方針はないが、雇用するように努めている	11
特に採用の基準がないので何ともいえない	11
入社試験の成績等を基に採用しているので就職困難者であることは採用決定と関係ない	15
その他	3
計	53

○その他…・大卒の採用が無い ・派遣社員からの切り替え、本人の能力次第
・社員の採用は本社で統括している

●雇用に関しての公的補助制度の活用状況について（単位：社）

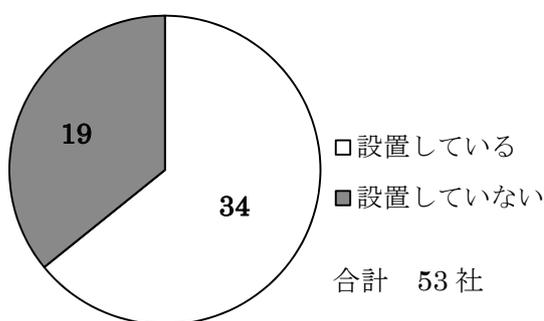


○活用された制度名

- ・トライアル雇用
- ・特定求職者雇用開発助成金
- ・キャリアアップ助成金
- ・直接雇用補助

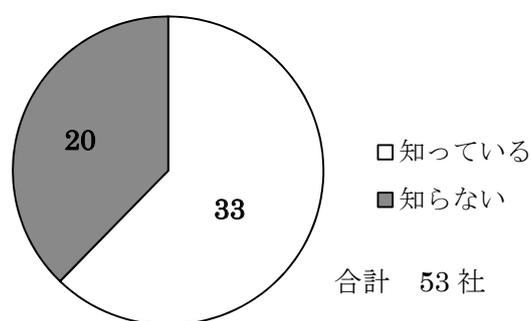
●精神的ケアやカウンセリングなどの窓口の設置について (単位：社)

「雇用に関する公的補助制度」を活用している事業所は約62%、「精神的ケアやカウンセリングなどの窓口を設置」している企業は約64%であり、更に事業所に対して啓発を進めていく必要がある。



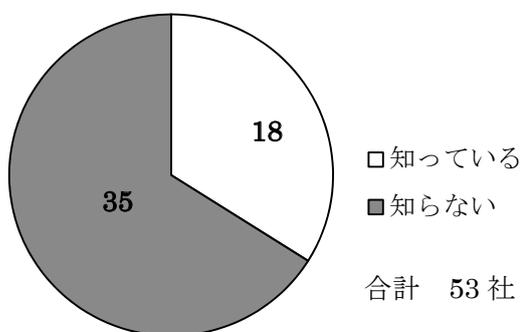
●湖南省障がい者就労情報センターについて (単位：社)

「湖南省障がい者就労情報センター」を知っている事業所は約62%と「チャンスワークこなん」と比較して周知が進んでいる状況にある。事業所が障がい者雇用に関して関心を持っていたり、取り組みが進んでいる状況にあると思われる。

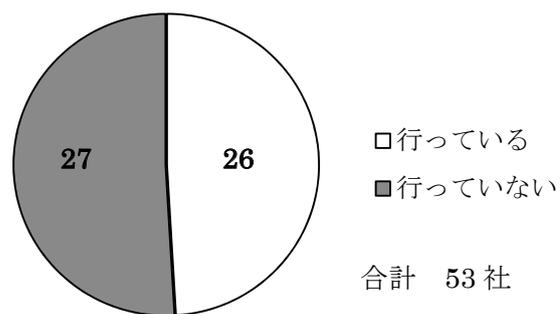


●チャンスワークこなんについて (単位：社)

「チャンスワークこなん」を知っている事業所は約34%であり、今後さらに「チャンスワークこなん」を事業所に対してPRし、活用を図っていくことが必要である。



●就職困難者の採用について (単位：社)

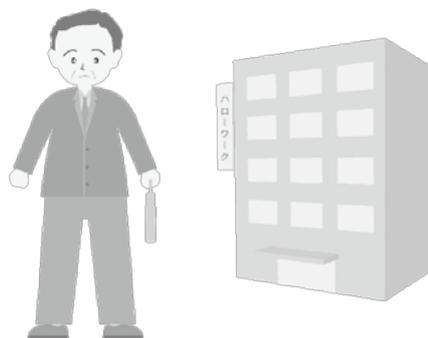


●就職困難者の採用ルートについて

「就職困難者の採用ルート」で最も多かったのが「ハローワーク」で約30%（無記入を除くと約38%）、ついで「養護学校、各種教育機関」が約13%（同約17%）となっている。障害者雇用の採用ルートとして、「ハローワーク」、「養護学校、各種教育機関」が広く認知、活用されていると思われる。ただ無記入が約51%もあり、実際にどのような採用ルートがあったかが気になる場所である。

（複数回答可）（単位：社）

採用ルート	事業所数
ハローワーク	16
職業紹介会社・人材派遣会社	2
新聞、求人誌、求人広告	3
養護学校、各種教育機関	7
障がい者就労情報センター	6
障がい者の作業所	3
病院、医療機関	0
中途障がい者の継続雇用	3
その他	2
無記入	27
計	69



○その他…・社員からの紹介等 ・知人の紹介

●就職困難者の雇用・就労を促進するための取り組みについて

就職困難者の雇用・就労を促進するための取り組みで最も多かったのが「行政、ハローワークとの連携」で約47%、次いで「関係団体、関係機関との連携」が約28%となっている。第4位の「養護学校、病院との連携」も約13%あり、就職困難者の雇用をさらに促進するためには、事業所は各種機関等との連携を密にすることを重要視していると思われる。

（複数回答可）（単位：社）

取り組み状況	事業所数
職場実習、訓練生の受入	7
障がい者の作業所等への外注	10
障がい者の企業への支援	0
関係団体、関係機関との連携	15
養護学校、病院との連携	7
行政、ハローワーク等との連携	25
その他	5
特に取り組む方針はない	6
無記入	2
計	77

○その他…・まず業績を上げないと余裕がない ・通常通りの採用
・採用権が無いので本社に一任

(2) 市民向けアンケート

個人の状況を把握するため、就労にかかる調査を湖南省において 877 人に対して、2015 年 7 月にアンケート調査を実施しました。その結果から、本市の個人の就労に関する状況を整理しました。

湖南省実施数 877 人 回収数 247 人（内有効回答数 231 人） 回収率 28%

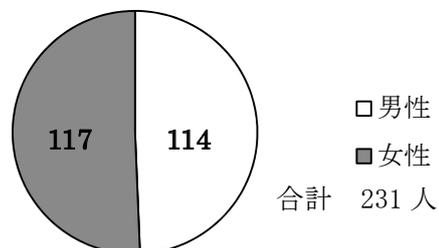
●調査票記入者について

(単位：人)

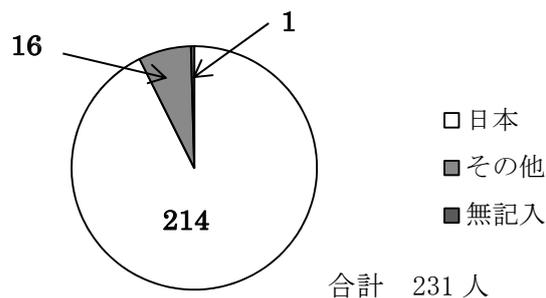
	本人	家族	介護者	友人	その他	無回答	計
人数	192	28	3	2	3	3	231

○その他…・施設（福祉）の職員

●性別について (単位：人)



●国籍について (単位：人)



○その他…・韓国・朝鮮・ペルー・ブラジル・中国

●年齢について

(単位：人)

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	無記入	計
人数	11	18	35	34	41	91	1	231

●世帯構造について

(単位：人)

	人 数
単独世帯	24
核家族世帯(うち、夫婦のみ世帯)	43
核家族世帯(うち、夫婦と未婚の子のみの世帯)	83
核家族世帯(うち、ひとり親と未婚の子のみの世帯)	23
二世帯	33
その他の世帯	21
無記入	4
計	231

○その他の世帯・・・本人と母・入所施設利用・親ひとり、夫婦、未婚の子・妻と義兄と義母・夫婦、母親・父と本人・二男と2人・三世帯・兄弟・親と2人・祖母、祖母の次女・祖父母、ひとり親、未婚の子

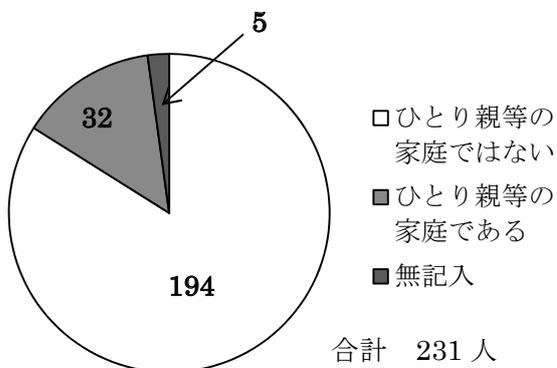
●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無について

(複数回答可) (単位：人)

	1(A1)	2(A2)	3(B1)	4(B2)	5	6	計
身体障害者手帳を持っている	30	11	26	29	11	7	114
療育手帳を持っている	6	5	7	13			31
精神障害者保健福祉手帳を持っている	0	5	7				12
持っていない							74
無記入							1
計							232

●ひとり親等の家庭について

(単位：人)



●ひとり親等の家庭の子どもの人数について

(単位：人)

	人 数
1人	14
2人	14
3人	3
4人以上	0
無記入	1
計	32

●ひとり親等の家庭の子どもの
状況について

(複数回答可) (単位:人)

	人 数
就学前	4
小学生	9
中学生	7
15～19歳	7
20歳以上	17
計	44

●小学生・中学生在籍状況について

(複数回答可) (単位:人)

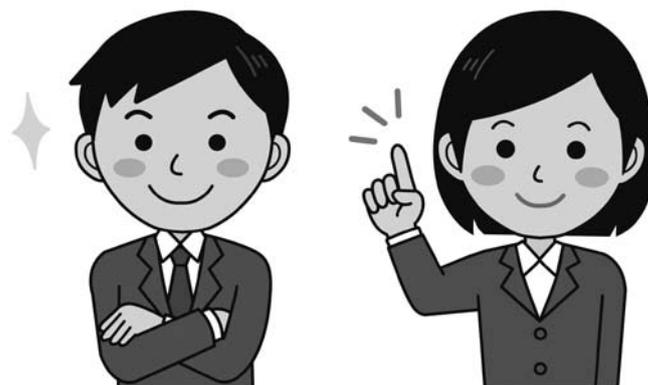
	人 数
特別支援学校	1
小中学校通常学級	15
小中学校特別支援学級	2
計	18

●就労の有無について

(単位:人)

	人 数	
正規雇用	役員	5
	社員・職員	33
	無記入	10
非正規雇用	パート	21
	アルバイト	5
	派遣	2
	契約職員・嘱託	7
	無記入	6
自営業・自由業	5	
自営業の手伝い	7	
障がい者の作業所に通所している	9	
シルバー人材センターに登録している	2	
内職をしている	1	
現在は、仕事をしていない(主婦・学生を含む)	81	
今まで仕事をしたことがない(主婦・学生を含む)	15	
その他	17	
無記入	5	
計	231	

○その他・・・入所施設で作業・認知症・ボランティア・年金暮らし・入院等



●今後の就労について (単位：人)

	人 数
今後もそのまま仕事を続けたい	97
転職したい	18
仕事を辞めたい	1
働いてはいるが、仕事を探している	39
働いておらず、今後も働くつもりはない	55
無記入	21
計	231

●就労についての考えについて (単位：人)

	人 数
働きたいと思っている	93
働かざるを得ないと思っている	48
働きたいが問題があるので働けない	34
働きたくない、もしくは働く必要がないと思っている	22
わからない	19
無記入	15
計	231

○働きたいが問題があるので働けない理由…

- ・子どもが小さい・身体障がい・介護・知的障がい・病気
- ・病院通院・高齢（65歳以上）・全盲・心臓が悪い
- ・病気療養（リハビリ） 等

◇今後の就労・就労についての考えについてより

「今後もそのまま仕事を続けたい」が最も多く約42%であり、「転職したい」約8%、「働いてはいるが、仕事を探している」約17%を合わせると、働く意欲を持っている人の割合は約67%となり、働く意欲を持っている人の割合が高いと思われる。

ただその一方で「働かざるを得ない」との消極的理由も約21%あることや、「働いておらず、今後も働くつもりがない」が約23%いる。働く意欲の低い人に対してはその働く意欲の低い理由や働けない事情に応じた支援を行うことが必要である。

「働きたいが問題があるので働けない」の理由や事情は、「子どもが小さい」「介護の必要がある」などの育児や介護の理由もあれば、「障がいがある」「高齢」「病弱・病気」などの自分自身の心身の状態による場合がある。そうした事情を抱える人たちに対しては、介護・福祉・子育て支援サービスなどの利用を進めたり、無理のない短時間労働などを活用することも含めて就労支援の在り方を検討すべきである。

●就労に際して困ったこと・困っていることについて （複数回答可）（単位：人）

	人 数
子どもを預かってくれるところがなかった(ない)	16
家事との両立が無理であった(無理である)	10
家族の介護を頼めるところがなかった(ない)	5
身体的・物理的・社会的問題を抱えている	59
能力・資格を生かせる仕事がなかった(ない)	10
特別な資格を必要とした(必要である)	6
就職に関する情報が少なかった(少ない)	14
就職に関する情報の入手方法がわからなかった(わからない)	13
どこに行けば就職の相談をできるのかがわからなかった(わからない)	7
面接の受け方や履歴書の記入方法がわからなかった(わからない)	4
その他	16
特になし	88
無記入	38
計	286

- その他…・通園施設がない・両足が不自由・年齢的に探しにくい
 ・持病をオープンにしていない・翻訳された書類がない
 ・子供をかかえている 等

●公共職業安定所（ハローワーク）について

（単位：人）

	人 数
知っており、利用したこともある	113
知っており、利用したいができない	2
知っているが、利用したことはない	81
知らないし、利用したこともない	22
無記入	13
計	231

●滋賀企業説明会、就活セミナー、公共職業訓練説明会等の就職フェアについて

（単位：人）

	人 数
知っており、利用したこともある	17
知っており、利用したいができない	3
知っているが、利用したことはない	90
知らないし、利用したこともない	107
無記入	14
計	231

- 利用フェア名…・滋賀企業説明会・就活セミナー・企業説明会 等

● 湖南省内で実施されている就職相談について

(単位：人)

	人 数
知っており、利用したこともある	13
知っており、利用したいができない	1
知っているが、利用したことはない	74
知らないし、利用したこともない	129
無記入	14
計	231

● チャンスワークこなんについて

(単位：人)

	人 数
知っており、利用したこともある	16
知っており、利用したいができない	0
知っているが、利用したことはない	33
知らないし、利用したこともない	167
無記入	15
計	231



● 湖南省障がい者就労情報センターについて

(単位：人)

	人 数
知っており、利用したこともある	7
知っており、利用したいができない	3
知っているが、利用したことはない	54
知らないし、利用したこともない	151
無記入	16
計	231

◇ 公共職業安定所（ハローワーク）・滋賀県企業説明会、就活セミナー、公共職業訓練説明会などの就職フェア・湖南省内で実施されている就職相談・チャンスワークこなん・湖南省障がい者就労情報センターについてより

「公共職業安定所（ハローワーク）」は「知っており、活用したことがある」が約 52%、「知っており、利用したいができない」「知っているが、利用したことはない」を合わせると約 90%とほとんどの人が知っている。

それに対し「知らないし、利用したこともない」（無記入を含む）の割合が高かったのは、「滋賀県企業説明会、就活セミナー、公共職業訓練説明会」が約 49%、「湖南省内で実施されている就職相談」が約 59%、「チャンスワークこなん」が約 77%、「湖南省障がい者就労情報センター」が約 70%と「公共職業安定所（ハローワーク）」以外すべてで高い割合であった。

現在就労中で求職をしていない人は「公共職業安定所（ハローワーク）」以外に関し

ては情報を得る必要が少ないとの理由もあると思われるが、もう少し市民に対して各機関や事業について PR の必要があると思われる。

●必要だと思われる就労支援について

多くの回答が寄せられたが、その中でも上位を占めたのは「就職困難者の実態の把握」が約 28%、「雇用機会の増加」「就労に関する情報を入手しやすくする」がそれぞれ約 26%、「自立した生活のための支援」が約 25%である。その他にも、「保育園」「補助金」など幅広い就労支援への要望があげられた。就労支援を必要とする人に対し、それぞれのニーズに応じたきめ細かな支援が必要であると思われ、「チャンスワークこなん」等のさらなる PR、周知徹底を図ることがまずは必要であると思われる。

(複数回答可) (単位：人)

	人 数
就職困難者の実態の把握	64
自立した生活のための支援	58
居住の場の支援	24
企業・事業所などに対する雇用推進の周知徹底	35
雇用機会の増加	61
就職困難者の能力開発	32
保育園等、子どもを預かる場所の確保	50
就職活動中の居場所(拠点)の確保	12
中間的就労の確保	33
就労に関する情報を入手しやすくする	60
就職困難者を雇用した場合の企業に対する支援 (補助金交付、専門家の派遣等)	35
就職セミナーなど、企業と就職希望者とのマッチング	33
就労相談窓口の周知	30
その他	15
無記入	35
計	577

○その他…・療育手帳 B2 の者は、作業所しか働く所が無い。

- ・障がい者の受け入れ等の現状の把握。
- ・中途採用に企業が積極的に取り組むための友好的施策の実施。
- ・夫の失業中(就職活動中)の為、生活費が皆無で困った。生活支援のための失業保険や雇用保険について身近で相談に乗ってもらえる場があればよい。
- ・障がいや持病(特に精神系)の企業側の理解促進。
- ・託児所付の職場があれば働きやすい。
- ・外国人のための就労支援。
- ・外国語で免許や資格を取れる場所が増えてほしい。 等

●就労対策として取り組むべきだと思うことについて

多くの回答が寄せられたが、中でも上位を占めたのは「就労困難者の支援」が約 37%、「非正規労働者の正規雇用支援」が約 32%、「高齢者の就労支援」が約 29%、「女性の就労支援」が約 27%である。その他にも「勤労者の労働環境の整備」「雇用の多い企業の誘致」など幅広い就労対策への要望があげられた。就労対策としては社会的弱者への対策が上位を占めており、今回の就労支援計画の方向性も一致しており、今回の計画を確実に実施していくことがまずは必要となると思われる。

(複数回答可) (単位：人)

	人 数
就職困難者の支援	86
雇用の多い企業の誘致	51
勤労者の労働環境の整備	58
勤労者の転職の支援	30
非正規労働者(パート、アルバイト、派遣、日雇い、臨時など)の正規雇用支援	74
高齢者の雇用支援	68
女性の雇用支援	62
若年者の雇用支援	45
就労中の支援者スキルアップ講座の受講支援	23
就労中のアドバイス(支援)	25
その他	8
無記入	35
計	565

○その他・・・楽な仕事をしたい、負担の少ない仕事。

- ・団塊ジュニア世代の雇用支援 (40 歳前後)。
- ・障がいのある人の支援。 等

●その他上記以外のご意見

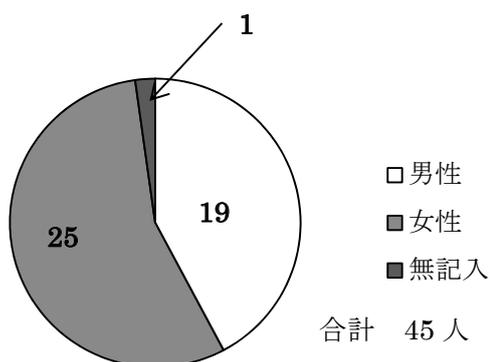
- ・市全体の相談窓口のわかるサイトの作成。
- ・就労関係の情報提供の強化。
- ・外国人の雇用支援。
- ・女性の相談施設・設備の充実 (キッズスペース・授乳室・専用窓口等)。
- ・障がい者の就労支援 (中間的就労・ジョブコーチ等)。
- ・内職情報の提供・充実。
- ・相談員等の充実。
- ・託児所 (障がい児) の充実。

(3) 市内の外国人向けアンケート

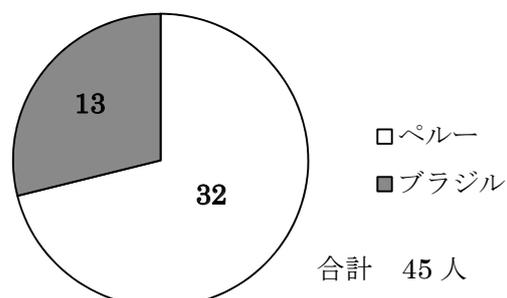
外国人の状況を把握するため、就労にかかる調査を湖南省において、2015年8月に聞き取りアンケート調査を実施しました。その結果から、本市の個人の就労に関する状況を整理しました。

湖南省実施数 46人（内有効回答 45人）

●性別について（単位：人）



●国籍について（単位：人）



●年齢について（単位：人）

年齢	人数
10歳代	3
20歳代	6
30歳代	15
40歳代	8
50歳代	9
60歳以上	3
無記入	1
計	45

●滞在期間について（単位：人）

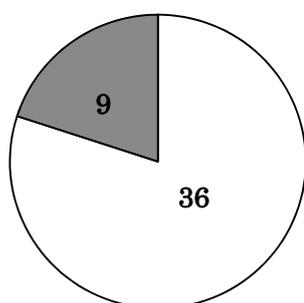
滞在期間	人数
5年未満	3
10年未満	7
15年未満	3
20年未満	11
20年以上	21
計	45

●身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無について

（単位：人）

	1(A1)	2(A2)	3(B1)	4(B2)	5	6	計
身体障害者手帳を持っている	0	2	0	0	0	0	2
療育手帳を持っている	0	0	0	0			0
精神障害者保健福祉手帳を持っている	0	0	0				0
持っているが級数等不明							1
持っていない							42
計							45

●ひとり親等の家庭について (単位：人)



- ひとり親等の家庭ではない
- ひとり親等の家庭である

合計 45 人

●ひとり親等の家庭の子どもの人数について (単位：人)

	人数
1人	0
2人	2
3人	2
無記入	5
計	9

●ひとり親等の家庭の子どもの年齢について (単位：人)

	人数
0～5歳	2
6～10歳	3
11～15歳	2
16～19歳	2
20歳以上	1
計	10

●仕事の雇用契約の種類について

「正規雇用」は約 17% (自営業を除く) と少なく、「パート」「アルバイト」「派遣社員」「契約社員」「嘱託職員」など非正規雇用が約 83% (同) が大半を占めている。一般市民での結果は「正規雇用」が約 47% であり、その差が際立つ結果となっている。

(単位：人)

	人数
正規雇用	7
パート	2
アルバイト	8
派遣社員	13
契約社員	11
自営業	1
嘱託職員	1
仕事をしていない	2
計	45

●仕事についての考えについて

「これからも今の仕事を続けたい」が最も多く約 57%、「今の仕事とは別の仕事をしたい」が約 24%、「今の仕事を続けたいが給料が安い」が約 7%、「楽しい」約 2%を合わせると、働く意欲を持っている人の割合は約 90%となり、働く意欲を持っている人の割合が一般市民の約 67%と比較しても非常に高いと思われる。

ただその一方で働かざるを得ないとの消極的理由の人もいると思われる。「今の仕事とは別の仕事がしたい」「仕事をやめたい」「今の仕事を続けたいが給料が安い」を合わせると、約 36%が経済的な問題を抱えていると思われる。不安定な立場で働いている外国人が多数いることを考えると、給料面も含めた待遇、労働環境の改善を目指すなどの就労支援が必要であると思われる。

(単位：人)

	人 数
これからも今の仕事を続けたい	24
今の仕事とは別の仕事をしたい	10
仕事をやめたい	2
今の仕事を続けたいが給料が安い	3
楽しい	1
特になし	2
無記入	3
計	45

●仕事で困っていることについて

「仕事で困っていること」は「特になし」が最も多く約 40%である。しかし本当に困っていることがないかどうかはこれだけでは判断しにくいと思われる。十分にアンケートの趣旨を理解しているかどうかも若干気になるところであり、また「給料が安い」も 2 番目に多く約 20%、「やりたい仕事ができない」「日本語の知識不足」などの問題もあり、相談に来るのを待つだけでなく、行政の側から就労支援を働きかけるアウトリーチの役割も必要であると思われる。

そうした面から今回のアンケート調査で地域の行事である夏まつりにおいて、湖南省国際協会を中心に外国人に対し直接聞き取り調査を行ったことは、今後の就労支援や日常生活支援のあり方を考えていくうえで効果的であったと思われる。

(複数回答可) (単位：人)

	人 数
日本語知識不足	4
家の用事が大変	4
子どもを預かってくれない	1
給料が安い	9
やりたい仕事ができない	5
残業が多い	2
コミュニケーション	1
支援がない	1
特になし	18
無記入	3
計	48

●仕事につくための行政の取り組みについて

「仕事の場所を増やす」と「生活の支援」がそれぞれ約 23%と最も多く、次いで「仕事の訓練の支援」が約 11%であった。働く場所の確保と生活の支援を外国人が求めている、就労支援と生活支援の 2 本立てで支援をすることが必要である。

(複数回答可) (単位：人)

	人 数
仕事の場所を増やす	10
仕事の権利を教えてほしい	4
生活の支援	10
教育の支援	1
仕事の訓練の支援	5
住むところの支援	2
給料を上げる	2
ボーナスと交通費がない	2
子どもの支援	1
外国人が働きやすい環境を整える	1
イベントを多くしてほしい	1
特になし	5
無記入	3
計	47

(4) 関係団体向けアンケート

関係団体の状況を把握するため、就労にかかる調査を湖南省において、2015年7月にアンケート調査を実施しました。その結果から、本市の関係団体の就労に関する状況を整理しました。

湖南省実施数 13団体

●団体の就労に関する関わりについて

- ・ 事業者障がい者雇用に関心を高めていくためのPR活動や事業の実施。
- ・ 障がい者就労に関する委嘱事業や協議会等への積極的参加。
- ・ チャリティー事業基金の寄付。
- ・ 児童扶養手当申請時等に、就労希望の方は、母子父子自立支援プログラム策定員が聞き取りを行い、チャンスワークこなんにつなげている。
- ・ ひとり親家庭福祉推進員が、直接相談を受けることはほとんどないが、そういう声があれば、母子父子自立支援プログラム策定員につなげるようにしている。
- ・ 外国人住民向けの「生活相談窓口」を設置し、その相談内容として上位をしめるものに就労に関するものが多く、「雇用保険・労災保険・社会保険」などの勉強会である「生活オリエンテーション」を開催。また、相談が多く寄せられる内容で、就労に関わる、外国人住民が知りたい、勉強したいというものを取り上げ、専門家に来て頂き、通訳をはさんで開催。
- ・ 就職を希望するすべての人に対し、職業相談、職業紹介を行っている。特に障害者、外国人、生活保護受給者等の方については担当窓口を設けて支援を行い、必要に応じて公的職業訓練のあっせんを行っている。また失業された方で要件を満たす方には失業給付の支給を行っている。
- ・ 湖南省役所内にチャンスワークこなんを設置し、障害者をはじめ、福祉施策を必要とする求職者に対し支援を行っている。
- ・ 事業主については求人受理の他、要件を満たす場合には各種助成金の支給を行っている。
- ・ 行政のメニューなどで技術修得などのアドバイス。
- ・ 無職少年支援活動として、就労や就学の相談・支援を行っている。また、青少年立ち直り支援プログラムの一つとして、「就労支援プログラム」を設け、職場見学や実習、履歴書の作成、面接練習、資格取得など就労に必要な基本的な知識やマナー、技術習得に向けた取り組みを行っている。
- ・ 事業所に対する雇用助成金などの紹介啓発やライフワークバランスなどの推進に取り組んでいる。
- ・ 就労に関する講演会等の開催を通じて、取り組みの方向等の勉強の場を作っていく。

● 湖南省の「就職困難者等」への就労支援について

- ・人権に関するテーマの研修会は数多く開催されている様に思われるが、就職困難者（障がい者雇用）をテーマとした催しものは少ない、企業の障がい者雇用の意識を高めるためにも人権活動と同様な施策が必要。
- ・相談内容で外国人と日本人で扱い、対応が違う…と言われる事が多い。この企業ではどんな業種で従業員はどんな権利があるのか、説明されなかった…という方も多いため、ハローワークに通訳がいる曜日の周知啓発や、もっと通訳がおられる日を増やすことなど支援が必要
- ・隣保館等との連携、チャンスワークこなん、甲賀地域職業対策連絡協議会等で、恒常的に支援・協力が必要。
- ・就職し、支援が不要になることが個人としてもまた市の財政にとってもプラスであると認識して、一人でも多く就労につなげていく。また、技術取得中者等の職を市内に見つけ出しつなげていく。人と職をマッチアップさせていくテクニックを上げていく。
- ・チャンスワークこなんは若年者（青少年）が対象外であり、青少年を対象としている当センターは、甲賀市にあるハローワークを利用するため、該当少年が一人で行こうとしても、電車、バス等では非常に行きにくく、そのため、センター指導員が引率しなければいけないケースが多いので窓口の拡充が必要。
- ・就職困難者は困難な理由が多種多様と思われる。（理由は託児所の数、位置、時間や通勤の場合の交通手段、雇用側に対する金銭支援など）画一的な対策でなくアンケート結果の分析によりニーズの多い施策の実施とケース会議を開催し、個人に合ったアドバイスが必要。
- ・障がい者等の就労の機会は直接的な雇用でなくとも委託できる業務がある様に思われるので、各企業に施設の案内やPRをもっと強化することが必要。

● 湖南省の生活支援と就労支援施策への要望について

- ・企業も就労人口減少対策として比較的賃金が安くすむ「研修制度」を採り入れ、定住に向かわれる外国人住民の就労がさらに難しくなっているという声も聞く。
本人は働く意思があってもその前に言葉の壁を取り払わないといけなくなれば、就職までの道のりは遠い。
地域の日本語教室はボランティアで成り立っていて、週一回開催が精一杯の中、就職までの道のりを近くするには程遠い。やはり、企業内「日本語教室」を斡旋し、企業は場所と講師謝礼の負担は必要であるが、外国従業員の日本語能力向上させながら、仕事内容も理解し、お互いにメリットがある日本語も学べて長期で仕事もできるような環境を、市の好例として広報していくなどができること望む。
- ・生活保護者などを社会へ戻っていけるように新たなアイデアを取り入れ、労働の喜び

を知ってもらうシステム・プランなどをつくりだす活動を施策としてつくっていけないか。また、就労の場をつくりだしていけるように企業を呼び込み就労のリサイクルをつくって頂きたい。しっかりと企業と個人の間にも人権意識をもってもらい長く就労してもらう形をつくっていただきたい。

- ・湖南省に、若年者（青少年）対象のハローワークの代替え機能を果たす部署を設けるとともに、若者の就労支援に向けた企業・事業所の開拓と市全体の風土・システムづくりが求められる。

- ・生活支援については就労支援により一定の改善が期待できると考えられ、就労支援については、スキルアップ講座の開催、雇用者への援助（一定の期間）、就労対策スタッフの充実等を望む。

●その他の意見について

- ・当市のみならず資料や今までのかたちには流されず、社会全体の流れ、周辺市町及び先進市町のストロングポイント・ウィークポイントをしっかりと分析し計画を作り上げていただきたい。また、データの集積・分析にしっかりと根拠と今後の予測・理想をバランスよく考え作成頂きたい。

- ・就職困難者等の個々のニーズ、個々の状況、個々の特性を理解し、それらに応じた勤務時間、勤務形態、勤務環境等を整えることに協力してもらえらる企業・事業所を増やす。



2. 湖南省就労推進会議・就労支援計画策定部会合同研修会

日時 平成 27 年 11 月 26 日(木) 午後 2 時～

場所 湖南省中央まちづくりセンター

【講師】 大阪市立大学大学院 経済学研究科 教授 福原 宏幸 先生

【プロフィール】 1981 年に大阪市立大学を卒業後、2000 年に大阪市立大学、2001 年に大阪市立大学院の経済学部研究科教授に就任。労働問題を専門に、失業・不安定雇用についての研究や被差別部落における住民の現状に関する調査等をされています。

著書『社会的排除/包摂と社会政策』法律文化社 2007 年

【研修内容】 就職困難者への支援 ～地域の社会資源の発見とその活用～

①就職困難者とはどのような人々なのか

5 つの就労阻害要因(低学歴・家庭環境・心身の状態・貧困・継続性のない職歴)

②就職困難者とは何か～とくに若者を中心に～

「本人のもつ生きづらさ」「家庭環境」「学校や職場の環境」

③なぜ就労支援が必要なのか？

・就労の意義

「所得」・「社会貢献」・「相互承認」 3 つの実現により自己肯定感や意欲が生まれる

・相互承認論 地域就労と中間的就労の連携

・ケイパビリティ(潜在的能力)論 自身が持つ能力

④地域の経済・社会資源を生かす就労支援 ～いくつかの事例から～

釧路市・豊中市・大分県臼杵市・箕面市 4 市を紹介

【研修まとめ】 (1)当事者の発見 地域の社会資源とのネットワークづくり

(2)地域就労支援 相談からていねいな職業紹介事業へ

(3)就職に先立つ諸課題の解決 ～地域の社会資源との連携の構築～

(4)仕事づくり①:地域の企業・福祉法人などとの連携

仕事の切り分けと就労支援の仕組みづくり

地域の企業支援の観点とのリンクで、就労支援を考える

(5)仕事づくり②:自治体行政機関における仕事の切り出し

(6)仕事づくり③:地域の社会資源、経済資源を発見し、生かす

6 次産業化、身近な暮らしに関わる取り組みを就労体験場所に、民間レベルで主体となる組織の構築

(7)当事者の意欲や自尊感情の形成:社会的居場所を通じた就労支援

(8)就労後のアフターケアの仕組みづくり

3. 雇用・就労に関する各種法律

《平成28年4月施行される法律》

①障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

- (1)雇用の分野での障害者差別を禁止
- (2)合理的配慮の提供義務
- (3)相談体制の整備、苦情処理、紛争解決の援助

②障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

- (1)障害を理由とする差別の禁止
- (2)差別解消の取り組みについての基本方針の作成
- (3)障害を理由とする差別の具体的内容等を示す対応要領・対応指針の作成

③女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

- (1)自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
- (2)その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組を盛り込んだ行動計画の策定
・届出・周知・公表
- (3)自社の女性の活躍に関する情報の公表を行わなければなりません

《平成28年4月までに施行されている法律》

- ① 労働基準法
- ② 労働契約法
- ③ 障害者基本法
- ④ 最低賃金法
- ⑤ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
(男女雇用機会均等法)
- ⑥ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）
- ⑦ 労働安全衛生法
- ⑧ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
(労働者派遣法)
- ⑨ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）
- ⑩ 雇用対策法
- ⑪ 職業安定法
- ⑫ 職業能力開発促進法
- ⑬ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
- ⑭ 労災保険法
- ⑮ 雇用保険法

4. 雇用・就労に関する各種計画等の状況

本市をはじめ、国や県などにおける雇用・就労に関わる各種計画(施策)の主なものを整理しました。

(1) 市における各種計画

①第二次湖南省総合計画

【計画期間】：平成 28 年度～37 年度

【まちづくりの 5 つの理念】：

湖南省市民憲章から、まちづくりのための 5 つの理念を掲げています。

1. 美しい水と緑を大切にし、自然と調和したまちをつくります。
2. たがいの人権を認めあい、思いやりのあるまちをつくります。
3. 子どもが健やかに育ち、障がい者や老人をはじめ、だれもが安心して暮らせるまちをつくります。
4. ゆたかな歴史を重んじ、香り高い文化のまちをつくります。
5. 社会の規律を守り、安全で住みよいまちをつくります。

【まちの将来像】：

「ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南」

【まちづくりの 3 つの視点】

- 自立と協働のしくみ
- 暮らしの創造
- まちの基盤

【まちづくりの 6 つの目標】：

1. みんなで共に進めるしくみをつくろう
～人権尊重と自立・自助、共助のまちづくり～
2. うるおいのあるまちをつくろう
～自然を活かし、自然と共生するまちづくり～
3. 活気あるまちをつくろう
～産業が集まり、人が集うまちづくり～
4. ほっとする暮らしをつくろう
～生涯を通じた安心と健康のまちづくり～
5. いきいきとした暮らしをつくろう
～誇りとなる市民文化を創造するまちづくり～
6. 明日を拓くしくみをつくろう
～効率的・効果的な行財政システムづくり～

【雇用・就労に関する主要施策：(抜粋)】

第3部 基本計画

第1章 みんなで共に進めるしくみをつくろう

2. すべての人の人権尊重の推進

施策2 人権・同和施策の推進

○一人ひとりが真に自立した人間として社会参画できるように、持続可能で多角的な自立支援施策を推進します。

3. 男女共同参画の推進

施策3 相談および支援体制の充実

○相談内容が多種多様であることから、個別の問題についてより専門的に対応できるよう関係機関と密接な連携を取るとともに、相談に対して的確な助言や支援ができるよう相談員の資質向上を図ります。

5. 多文化共生のまちづくり

施策2 コミュニケーション環境と生活支援の充実

○広報物やホームページ、案内板などの多言語化や職員の語学研修機会の拡大を図り、市内に滞在・在住する外国人のための生活情報提供の充実に努めます。

第3章 活気あるまちをつくろう

5. 工業の振興

施策1 魅力ある工業の推進

○市内の産業が経済のグローバル化に対応し、全国の特色ある産業に対抗するための人材育成や雇用確保の支援に努めます。

施策2 新規産業の誘致と産官学の連携

○既存の企業集積との関連や今後の成長分野を踏まえながら、幅広い雇用、就労ニーズに応えることのできる企業誘致を進めます。また、各種研究施設や経済団体などとさらに連携を密にして、雇用機会の増加に努めます。

6. 雇用の促進と勤労者福祉の充実

施策1 就労支援の推進

○就労困難者に向け「チャンスワークこなん」において、就労支援を進めるとともに雇用促進に努めます。

○就労相談などを通じ、就職困難者などに対する就業支援を進めます。

○雇用機会の提供と就労支援の推進を望む住民が多いことから、安定就労に向けた取り組みを進めます。

- 「生活困窮者自立支援法」を十分活用しながら、各地域総合センターと障がい者就労情報センターなど関係機関との連携を密にし、各方面から支援できる体制を整えます。

施策2 勤労者福祉の充実

- 勤労者福祉の増進を図るための福利厚生事業や、働きやすい環境整備に努めます。

施策3 企業内人権啓発の推進

- 企業内の同和問題をはじめとするあらゆる人権問題について「湖南省企業事業所同和・人権啓発基本方針」や事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による啓発および研修の実施に取り組んでいきます。

第4章 ほっとする暮らしをつくろう

3. 子育て支援の充実

施策2 地域の支えあいによる子育て支援の充実

- 子どもや子育て家庭を見守り支えあう地域社会づくりに向け、子育てを支援する担い手の養成やボランティアなどの自主的な活動への支援を行い、地域との協議による子育て支援の取り組みを進めます。

施策7 経済的負担の軽減とひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭が孤立することなく経済的基盤の確立やそれぞれの事情に応じた支援施策、および関係機関へ適切につないでいく相談機能の充実を図ります。

4. 障がい者の自立支援の充実

施策3 発達支援システムの充実

- 保健・福祉・医療・教育・就労などの各分野が一体となって、支援が必要な人たちの自立を継続的に支援していく「湖南省発達支援システム」の充実を図ります。

施策4 就労への支援

- 特別支援学校卒業者が一般就労へと移行するまでの福祉的就労の場の確保に努めます。
- 障がい者就労情報センターなどの充実により、企業への障がい者雇用に対する理解の促進を図り、障がい者の一般就労を促進します。
- 「チャンスワークこなん」の対象者拡充に向け、関係機関と協議を進めていきます。

5. 高齢者の自立支援の充実

施策1 生きがい支援の充実

○地域で互いに参加し、生きがいつくりの輪を広げる地域福祉を推進し、高齢者や他世代が参加しやすい事業の創設・整備に努めます。

6. 地域福祉の推進

施策6 自立支援・相談体制の強化

○相談者の状況を把握したうえで関係機関と連携を図り、相談者の状況にあった適切な助言やサービスの活用に向けた支援を行います。

○生活していくうえでさまざまな不安や困難を抱えている市民に対して、自立できない要因を的確に把握し、生活の支援を関係部署と連携して進めます。

施策7 生活困窮者への支援

○市民のよき相談役である民生委員児童委員との連携を密にしながら相談体制の充実を図り、生活困窮者への適切な助言・支援を行うとともに、その能力に応じた自立のための支援を行います。

第5章 いきいきとした暮らしをつくろう

1. 人権教育の推進

施策1 人権教育・啓発の推進

○企業・事業所に対して、「事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員」と「湖南市企業・事業所人権啓発推進協議会」による啓発に努めます。

3. 若者の社会参画

施策2 若者の社会活動への参加の促進

○若者が参画できるイベントを通じ、リーダーの役割や手法を学ぶ機会を創出し、地域リーダーとなる若者を育成するとともに、地元企業や学校、また地域との連携による若者の活動の場づくりを進めます

第7章 人と地域とまちが輝く3つのプラン

1. 働く場の創出プラン

プラン実現のために

2 多様な雇用・働き方の実現

○若者・女性が働きやすい職場の確保や企業支援、情報通信技術を利用した在宅ワークなど多様な働き方の実現を支援し、働きがいと所得の向上を図ります。

②第二次湖南省地域福祉計画

【計画期間】：平成 24 年度～平成 28 年度

【基本理念】：一人ひとりができる役割 もれない支援 行ったり来たりのもちづくり

【基本目標】：○一人ひとりの尊厳を大切に
○必要な人に必要な情報をわかりやすく
○十人十色に参加できる「役」づくり
○垣根を越えてつながりあえるまちづくり
○市民や事業所も地域福祉の「財源」を考えよう

【雇用・就労に関する取り組み：(抜粋)】

基本目標 2：必要な人に必要な情報をわかりやすく

- 1 身近なところで、口コミの力を生かした情報提供
○店舗など身近な場所を利用した情報提供
商工会・事業所などの協力を得ながら、市民がよく利用する店舗などにおいて、各種の情報を得られるよう取り組みます。
- 2 必要な人、届きにくい人への情報提供
○企業・事業所や地域住民の協力による居住外国人への情報の配布
民生委員児童委員や企業、就労事業所、地域住民の協力を得ながら、外国人住民向けの情報が届くよう取り組みます。

基本目標 3：十人十色に参加できる「役」づくり

- 1 役割再発見プログラムの推進
○「役割」の意味と重要性を学ぶ場づくり
区・自治会や企業・事業所、各種団体などにおいて、一人ひとりができる役割の意味と重要性について学べる場づくりを進め、障がい者や認知症を抱える高齢者などへの理解を深めていきます。
- 2 活躍の場づくり、きっかけづくり
○退職した人などの多種多様な能力・得意分野の再発揮の場づくり
退職した人などの多種多様な能力が発揮できるよう、生涯学習、地域福祉、産業振興など各分野での活躍の場づくりや、県の人材バンク事業との連携に取り組みます。

基本目標 4：垣根を越えて、つながりあえるまちづくり

- 1 地域におけるつながりの場づくり
○役割さがしのための、既存のイベントや活動などの点検
福祉団体の活動が観光イベントに貢献できる役割がないかというように、既

存のイベントや活動などを点検し、いろいろな市民がもっと参加できる役割をさがしていきます。

2 サービス事業者との連携

○福祉サービス関係者のネットワーク化

福祉・保険・医療におけるサービス関係者の各種調整会議・連絡協議会などのつながりを充実するとともに、余暇支援や就労支援に関わる関係者との連携強化、情報の一元化を図ります。

また、高齢者、障がい者、子育てなどに関する事業所の総合的マップを作成します。

基本目標 5：市民や事業者も地域福祉の「財源」を考えよう

1 市民や事業者が参加できる方法を考える

○事業者（企業）の地域貢献活動の促進

企業・事業者の地域貢献活動に対して、さらに横のつながりを広げられるよう、市民や事業者も応援します。

3 市民の健康保持と経済的な自立を応援する

○働きたくてもその機会を得られない人などが経済的に自立するための支援

生活支援を受けている人が就労の機会を得て、経済的に自立したいというチャレンジを支援します。このため、障がいのある人などの就労支援に取り組みます。

○保護などを受けている人が社会復帰できる環境整備

生活保護などを受けている人が、社会復帰に向けてチャレンジできるよう社会的な環境整備に取り組みます。

③第二次湖南省障がい者計画

【計画期間】：平成 27 年度～平成 32 年度

【基本的理念】：一人ひとりが自分らしく ともに生きるまち 湖南省

湖南省は、「いきいき条例」の目的に基づき、障がいのある人一人ひとりの能力、適性、発達段階及び社会環境に応じた保健、福祉、医療、教育及び就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進することによって、障がい者がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現をめざすものです。

【基本的な方針】

- 1 あなたが支え、みんなが支え合う、あたたかいまち（共生する地域）
- 2 生まれてから大人になるまで、一人ひとりの成長を応援するまち（早期発見および発達支援）
- 3 働きたい気持ちに応え、「働く」をつくり出し、「働き続ける」を支えるまち

(就労支援)

- 4 住みなれた地域でいきいきと安心して暮らせるまち (生活支援)
- 5 たて・よこ・ななめにすき間なく、みんなが担うしくみ (推進体制)

【雇用・就労に関する取り組み：(抜粋)】

その2 生まれてから大人になるまで、一人ひとりの成長を応援するまち

(1) 湖南省発達支援システム

○関係機関の連携

発達支援システムにより、保育園、幼稚園、小学校、中学校ならびに発達支援センターの各機関で支援の必要な子どもの健康状態や適性、成長段階に応じた適切な個別の指導計画や個別支援計画を作成し、計画に基づいた支援を図り、次の進路先に引き継ぎます。また、医療機関との連携を図ります。

(5) 学校教育

○進路相談・就労支援のしくみづくり

中学卒業後の進学先や就職先への定着や再トライアルなどのため、中学校から進路先への情報提供をはじめ、高等学校や就労支援機関との連携を充実します。

(7) 発達障がいのある人の就労

○企業への啓発

企業に対し、発達障がいについての理解を促す啓発を進めます。

その3 働きたい気持ちに応え、「働く」をつくりだし、「働き続ける」を支えるまち

(1) 卒業後の進路

○就業体験の充実

本人が自己実現を図るための就労支援をめざし、職業適性の把握や就業体験の機会の充実を進めます。

○発達支援システムによる就労支援

卒業生が企業や訓練施設へ円滑に就き定着できるよう、教育、就労、福祉、医療などの機関が、発達支援システムにより在学中から連携して就労支援に取り組みます。

○中学卒業後の支援

中学校卒業後においても、進学先や就職先への定着、再トライアルのための相談、支援ができるしくみをつくります。

○働き続けるための継続的な支援

生活リズムの確立や社会人としてのマナーの獲得など、働き続けるための継続的な支援を図ります。

(2) 福祉的就労

○サービス基盤の確保

福祉的就労を支える各事業の充実に努めるとともに、より生きがいに結びつく作業の開拓を図っていきます。

○福祉施設の開発・販売力の充実

福祉施設における自主製品の開発、販売促進および受注促進など販路開拓に努めます。

○福祉施設への業務委託や物品発注

福祉施設に通所する障がいのある人の訓練機会の提供と収入向上を図るため、市で福祉施設や障がいのある人を雇用する企業への業務委託や物品発注に努めます。

(3) 一般就労支援

○関係機関の連携による相談等の充実

障がいのある人が円滑に、継続して就労できるよう、事業所、就労支援機関（チャンスワークこなん、ハローワーク、働き・暮らし応援センターなど）、福祉施設、医療機関、学校、障がい者団体、行政が連携して、障がいのある人への助言、指導や相談などに取り組みます。

○障がい者就労情報センターによる事務所間のマッチング

障がい者就労情報センターにおいて、企業と福祉施設間の情報の整理や企業と福祉施設への情報提供及び、事業所間のニーズのマッチングを行います。また、企業からの相談に応じる窓口を設置します。

○多様な就労支援の展開

一般就労の体験の場づくりについて検討しながら、トライアル雇用、トライWORK（ワーク）、ジョブコーチなどの支援策を充実させ、積極的な雇用を促します。また、そのための人材の確保を図ります。

フルタイム勤務や通勤が困難な場合の対応や支援を検討します。

○職業訓練・生活訓練の場の充実

職業訓練・生活訓練に対して障がい者への理解や支援のノウハウを有する事業所を拡大し、就労の場の確保を図ります。

○障がい特性に対応した就労移行支援の場の確保

発達障がい者や障がい者手帳を持たない人など、多様化する障がい特性に対応した就労移行支援の場の確保を図ります。

○支援者の継続的な研修

就労支援に携わる支援者の継続的な研修を進めます。

○高齢者介護における障がい者の雇用促進

高齢者の介護サービスにおける障がい者の雇用促進を支援します。

○就労継続のための支援の仕組み

高齢者等の活用を含め企業へジョブコーチを派遣する等の仕組みの導入を図ります。

○就労継続のための支援体制の充実

一般就労の継続を支援するため、企業と当事者の間をつなぐ支援体制の充実を図ります。

○一般企業への働きかけ

多様な障がい特性への理解を含め障がい者雇用に関する啓発等企業への働きかけを進めます。

企業に対し、事例紹介や各種支援策、環境整備のための助成制度の活用を周知します。

その4 住みなれた地域でいきいきと安心して暮らせるまち

(3) さまざまな障がいのある人への支援

○発達障がいのある成人への支援

・発達支援システムによる支援

発達支援システムにおいて必要な支援を図り、的確で継続した支援が行われるよう、「ここあいパスポート」を活用します。

・就労支援・訓練の場の充実（再掲）

発達障がい者を就労の場につなぐための就労支援・訓練の場の充実を図ります。

・企業への啓発

企業への啓発を進めます。

その5 たて・よこ・ななめにすきまなく、みんなが担うしくみ

(3) 計画の推進体制

○各分野の連携・役割分担・協働

湖南省発達支援システムや甲賀地域障害児・者サービス調整会議を活用し、市内あるいは福祉圏域内の保健、福祉、医療、教育および就労の各分野の連携・役割分担・協働により計画を推進します。

④湖南省子ども・子育て支援事業計画

【計画の期間】：平成27年度～平成31年度

【基本理念】：すべての子どもの健やかな育ち（発達）を補償するまち 湖南省をめざして

【基本目標】： ○みんなで支える湖南省の子どもと子育て

○多様なニーズに応える子育て支援

○子どもと子育てをとりまく環境づくり

【子ども・子育て支援施策の展開（抜粋）】

第1章 みんなで支える湖南省の子どもと子育て

1. 親育て・親のサポート

（具体事業）2 次代の親づくりの推進

○職場見学・体験学習

児童・生徒に望ましい勤労観・職業観を身につけさせるため、総合的な学習の時間などを活用し、地域の企業や商店等との協力・連携を図り、職場見学や職場体験などを推進します。

2. 仕事と育児の両立支援

（具体事業）1 子育てと仕事を両立できる職場環境づくり

○育児休業制度・介護休業制度などの啓発

事業主に対して、育児休業制度・介護休業制度など、子育てと仕事が両立できる職場環境づくりを推進します。

○育児休業を取得した女性の職場復帰等に対する啓発・支援

事業主に対して、育児休業取得や代替員確保等の補助金制度の利用について、制度の啓発に努めます。また、関連団体が実施する再就職セミナーへの呼びかけなどを通じて女性の職場復帰・再就職への支援を推進します。

○ファミリーフレンドリー企業の普及・啓発

労働者が仕事と家庭を両立させ、十分に能力を発揮して働くことができる職場環境を制度として持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みをしていただけるよう、情報提供や啓発に努めます。

企業内保育所の設置、育児休業や、出産退職後の再雇用、短時間勤務など家族生活に応じた勤務形態が実現するよう啓発

（具体事業）2 働き方の見直しに向けた啓発

○労働時間短縮への啓発

企業・事務所を対象に、週40時間労働制について啓発に努めます。また、ノー残業デー、ノー残業ウィーク、変形労働時間制の導入等についても啓発を進めます。

○フレックスタイムや住宅就労等の勤務形態の多様化への啓発

企業・事業所を対象に、変形労働時間制やフレックスタイム制、子育て期の短縮時間勤務。在宅就労など多様な勤務形態導入を促進し、家庭と仕事の両立を図り、ゆとりある生活が送れるよう、情報提供や啓発に努めます。

第2章 多様なニーズに応える子育て支援の充実

3. 特別な支援を必要とする児童へのサポート

（具体事業）2 ひとり親家庭への支援

○就労への支援

母子家庭の母親等で就職がなかなか決まらない人や転職等を希望している人に対し、国・県・ハローワーク及び関係機関等との連携を強化し、母子家庭自立支援プログラム策定員が個々の状況に応じたきめ細やかな就労支援を推進します。

○母子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の自立支援を図るため、就業支援策を着実かつ効果的に実施し、母子家庭の雇用が促進されるよう給付金を支給します。また、事業の周知に務め利用促進を図ります。

(具体事業) 3 障がいのある子どもへの支援

○発達支援室の充実と発達支援センターの専門性の強化

障がいのある人の支援の司令塔である発達支援室（保健・福祉・教育・就労等）を充実し、発達支援関係課との連携を強化します。また、高校生以上の支援のニーズが高まってきているため、不登校支援の一層充実を図ります。

発達支援センター（親子支援・早期療育発達相談室・ことばの教室）の専門性を高めるとともに、石部中学校区においてもことばの教室の設置を進めます。

第3章 子どもと子育てをとりまく環境づくり

2. 男女がともに担う子育て

(具体事業) 1 男性の子育て参加促進

○男性の育児休業等の取得を促進するための企業への啓発

企業・事業所に対し、育児休業や介護休暇等諸制度の男性の利用促進について情報提供や啓発に努めます。

⑤湖南省男女共同参画 アクション2007計画（改訂版）

【計画の期間】：平成19年度～平成28年度

【基本理念】：男女がともに人権を尊重し、社会の対等な構成員として責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画でき、個性と能力を十分発揮し、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現をめざします。

【基本目標】：○男女共同参画社会実現に向けてのシステムづくり

○男女共同参画社会実現のための意識改革、学習の推進

○あらゆる労働の場での男女共同参画の推進

○家庭・地域における男女共同参画の推進

○男女共同参画を促進するための環境整備

○男女の人権の擁護

○多文化共生社会の確立

【雇用・就労に関する主要施策】（抜粋）

基本目標 1 男女共同参画社会実現に向けてのシステムづくり

基本課題 1-1 政策・方針決定過程への女性の参画の推進

（施策の方向 3.） 女性の人材育成と交流ネットワーク

施策 12. 女性の人材育成

基本課題 1-2 庁内の推進体制の整備

（施策の方向 5.） 拠点施設の整備

施策 30. 女性のための相談業務・就労に結びつく支援、情報提供システムの構築など男女共同参画社会づくりの機能を付加した施設として現女性センターを充実

基本目標 2 男女共同参画社会実現のための意識改革、学習の推進

基本課題 2-2 男女の自立と多様な選択を可能にする生涯学習の推進

（施策の方向 1.） 女性の意識改革とエンパワーメントの視点を入れた学習
機会の提供

施策 46. 家庭と仕事の両立などの講演会への参加促進

（施策の方向 3.） 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

施策 50. 男女共同参画に関する図書・ビデオなどの提供

基本課題 2-3 男女共同参画の視点に立った社会制度・観光の見直しと意識改革

（施策の方向 1.） 地域社会における慣行などの見直し

施策 52. 地域の行事などの見直しの啓発

（施策の方向 3.） 女性のエンパワーメントと社会活動の活性化

施策 12. 女性の人材育成（再掲）

基本目標 3 あらゆる労働の場での男女共同参画の推進

基本課題 3-1 就労の場での男女共同参画の推進

（施策の方向 1.） 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

施策 59. 労働条件実状の把握

施策 60. 改正男女雇用機会均等法などの法制度の普及・啓発

施策 61. 男女不平等な慣習などの自主的な点検・改善の働きかけ

施策 62. 企業・事業所・学校などでのセクシュアル・ハラスメント防止対策の
啓発

施策 63. 県の関係機関との連携による啓発広報

施策 64. 男女平等に向けた企業・事業所の取り組みの普及・啓発
(施策の方向 2.) 仕事と家庭・地域生活との両立支援〈ワーク・ライフ・バランス〉

施策 65. 労働時間短縮の促進に向けての普及・啓発

施策 66. 男性の育児・介護参加に向けた職場への啓発

施策 67. 育児・介護休業制度の普及・啓発

施策 70. 企業・事業所内保育所設置の啓発

(施策の方向 3.) 女性の能力開発と就業の支援

施策 72. 女性の能力開発のための学習機会の充実(各種講座の開設)

施策 73. 女性の能力開発のためのセミナーへの参加促進

施策 74. 再就職のための職業訓練セミナーの開催

施策 75. 技能取得・資格取得などに関する情報の提供

施策 76. 女性の就労意識の育成、労働に関する制度などの知識の向上

施策 77. 就業に関する情報・相談体制の充実

(施策の方向 4.) 女性の職域拡大の支援

施策 79. 女性職業相談の充実

施策 60. 改正男女雇用機会均等法などの法制度の普及・啓発(再掲)

施策 80. 起業をめざす女性に対する情報の提供などの支援

(施策の方向 5.) パートタイム労働者・派遣労働者などの労働への支援

施策 81. 就業機会の拡大と就業条件の向上のための職業訓練講座の開催

施策 82. パートタイム労働者の実情の情報収集

施策 83. パートタイム労働法など労働関係法令の啓発

施策 84. 在宅型・フレックスタイム勤務・ワークシェアリングなどの情報提供

基本課題 3-2 農業や自営業におけるパートナーシップの推進

(施策の方向 1.) 農業や自営業における生産や経営・方針決定の場への女性の参画の拡大

施策 86. 商工会など関係団体への働きかけ

施策 88. 商工会における研修会の開催に向けての働きかけ

施策 90. 女性の経営参画に向けての情報提供

(施策の方向 2.) 女性が狙っている役割への正当な評価と経済的・社会的地位の向上

施策 92. 家意識や世間体にとらわれず対等な立場で共同して経営に参画する意識啓発の推進

(施策の方向 3.) 農業や自営業への仕事と家庭・地域生活の両立支援

施策 93. 男性の育児・介護参加に向けた広報・啓発

基本目標 4 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本課題 4-1 家庭生活・地域生活における男女共同参画の推進

(施策の方向 1.) 家庭内の対等なパートナーの推進

施策 50. 男女共同参画に関する図書・ビデオなどの提供 (再掲)

(施策の方向 3.) 男女がともに参加しやすいボランティア活動の促進

施策 103. ボランティア休暇制度の導入に向けた企業への啓発

基本目標 5 男女共同参画を促進するための環境整備

基本課題 5-1 男女共同参画の視点に立った子育て支援

(施策の方向 2.) 多様な子育て支援の充実

施策 115. 保育サポーターなどの育成と情報提供

施策 70. 起業・事業所内保育所設置の啓発 (再掲)

(施策の方向 3.) 子育てしやすい就労環境づくり

施策 66. 男性の育児・介護参加に向けた職場への啓発 (再掲)

施策 67. 育児・介護休業制度の普及・啓発 (再掲)

施策 116. 就職、再就職を希望する女性のための就業に関する相談・情報提供の充実

基本課題 5-2 豊かな高齢期に向けての条件整備

(施策の方向 5.) 高齢者の生きがいがづくりの支援と経済的安定

施策 144. シルバーワークプラザ (シルバー人材センター) を拠点としたシルバー活動への支援

基本課題 5-3 社会的に支援が必要な状況にある人のための支援と人権の確立

(施策の方向 4.) 障がいのある女性、外国人女性などへの人権への配慮・支援

施策 158. 就労相談体制の充実

(施策の方向 5.) ひとり親家庭に対する支援の充実

施策 162. 就労援助のための関係機関との連携

基本目標 6 男女の人権の擁護

基本課題 6-1 男女間のあらゆる暴力の根絶

(施策の方向 3.) セクシャル・ハラスメントの防止対策の推進

施策 62. 起業・事業所・学校などでのセクシャル・ハラスメント防止対策の促進 (再掲)

基本目標 7 多文化共生社会の確立

基本課題 7-2 多様な文化や異なる国籍を持つ人たちとの交流と共生

(施策の方向 2.) 在住外国人が住みやすいまちづくり

施策 196. 在住外国人への日本語指導や各種生活情報の提供や相談窓口などの充実

⑥ 湖南省人権擁護総合計画

【計画の期間】：平成 21 年度～平成 30 年度

【基本理念】：市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

【基本の方向】： ○人権感覚の醸成

○一人ひとりの人権が尊重されるまちづくり

○多様な価値観や個性が尊重され、ともに支え合えるまちづくり

○市民などとの協働によるまちづくり

【雇用・就労に関する主要施策】（抜粋）

第 2 章 人権施策の推進

2 人権教育・啓発の推進

(2) 人権啓発の推進

② 企業などへの啓発

企業・事業所に対する啓発の推進

○企業内同和問題研修啓発推進班員が市内の企業・事務所を訪問し、公平公正な採用選考と企業内同和問題について啓発を推進します。

○企業・事業所の自主的な人権啓発活動を進める「湖南省企業・事業所人権啓発推進協議会」の育成、指導に務めます。

○企業などにおける人権に対する啓発・研修に関する資料提供や、ビデオの貸し出し、講師紹介など積極的な支援に務めます。

3 人権擁護の推進

(1) 人権擁護の推進

① 人権相談体制の充実

○多様化・複雑化する人権問題に対応するため、女性の悩み相談、地域総合センターでの各種相談、就労相談、なんでも相談など、誰もが利用しやすい、市民の立場に立った人権相談窓口と相談体制の充実を図ります。

4 分野別人権施策の推進

(1) 女性の人権

男女が働きやすい環境づくりの推進

○女性の職業能力開発・就労継続への支援、女性のチャレンジ・再チャレンジ

への支援、仕事と家庭・地域生活の両立への啓発など、女性の人権が尊重され、男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。

- 女性の職業能力開発のための学習機会の充実や資格取得への情報提供、仕事と家事・育児の両立に向けた保育などの環境整備、再就職支援のためのセミナーや職業訓練・技術取得への情報提供などに努めます。
- 仕事と家庭の両立ができる就業環境及び相談・支援体制の整備など情報提供の充実と社会啓発を図ります。
- 雇用・労働の場における男女雇用機会均等の確保を図るため、関係機関との連携により、企業などに対して、法令・各種制度などの広報・啓発活動やセミナーの開催・充実などに努め、企業などへの働きかけを推進します。
- ①就労による経済的な自立、②健康で豊かな生活のための時間の確保、③多様な生き方や働き方を選択といった男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、保育サービスの充実や企業、地域への働きかけなど、育児・介護などを行う家族を支える社会的基盤づくりの形成に努めます。

(3) 高齢者の人権

自立・生きがいがづくりへの支援

- 高齢者が自らの豊富な知識・経験を十分に発揮し、いきいきと元気に生活できるよう、高齢者が活躍する機会や場所の提供、地域・学習活動への参加支援、就労機会の確保など自立・生きがいがづくりへの支援に努めます。
- 高齢者の社会参加の促進と人的資源の活用として、シルバー人材センターの運営を促進するとともに、情報提供の充実を図り、高齢者の就労対策を推進します。
- 年金開始年齢の引き上げの中、高齢者の生活維持のための収入を確保するため、企業・事業所に対して定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、高齢者の再就職の促進などについて啓発を推進します。

(4) 障がいのある人の人権

雇用・就労の支援

- 雇用・就労は、障がいのある人の社会参加や自立のためにも、また自己実現を図るためにも重要であり、障がいのある人の特性に応じた職種、職域の拡大、および障がいのある人が能力に応じた適切な職業に従事することができるように、雇用の促進を図るとともに、障がいのある人が円滑に、継続して就労できるように関係機関と連携して支援します。
- 商工業団体、就労支援を行う機関、障がい福祉サービス事業者、学校および障がい者団体と協働して、相互連携および支援施策の検討を行っており、(仮称) 湖南省障がい者就労情報センターについて具体的に検討します。

(設置済)

(5) 同和問題

啓発の推進

- 地域をはじめ企業・事業所や公共性の高い組織などに人権に関する講演会・研修会などへの参加を促し、人権意識の高揚を図ります。

(6) 外国人の人権

在住外国人への生活支援の充実

- 多様な言語による住宅や就労、医療、保健、福祉、防災などの生活・行政に関する情報提供及び相談機能の充実、職員の語学研修機会の拡大を図るなど、外国人市民が安心して快適な生活が送れるよう生活支援の充実に努めます。

⑦湖南省多文化共生推進プラン

【計画の期間】：平成 24 年度～平成 28 年度

【基本理念】：いろんな文化が響きあう一人ひとりが笑顔でいられるまち湖南

- 【基本目標】：
- コミュニケーションですすめる交流と理解の促進
 - 国籍にかかわらず、一人ひとりが協力してすすめる地域づくり
 - 誰もが安心・安全に暮らせるまちづくり

【雇用・就労に関する主要施策】（抜粋）

第 3 章 具体的なプラン

1 コミュニケーション支援

(I) 日本語を勉強しやすい環境

(1) 日本語教室の充実

- ②企業は、従業員が日本語を習得するため、企業内に日本語教室を設置、または地域の日本語教室への参加を奨励するため労働面に置いて特段の配慮をする。

(II) 交流のきっかけとなるイベントの開催やその情報共有

(1) ことばが通じなくても参加できるイベントの企画や環境整備

- ②地域や企業などで看板・ポスターなどを作成する際、ローマ字やふりがなの併記、ピクトグラム（絵文字）の使用を促進する。

(2) 情報提供のルートづくり

- ①行政および国際協会は区・自治会、まちづくり協議会、企業・派遣会社などをつうじた情報提供をおこない、自治会、企業などは提供を受けた情報の周知に努める。外国人住民はそれらの情報の収集に努める。

3 生活支援

(IV) 労働環境の整備および就労支援の充実

(1) 労働環境の整備

- ①職場における外国人労働者孤立の防止のため、相談室の設置、社員間の声かけを推進する。
- ②就労支援計画に位置付けられた対象者の支援を行う。
- ③ハローワークと連携し、相談窓口を設置する。
- ④企業は外国人労働者の能力に合わせた適正な登用や昇給、社会保険への加入など労働環境について整備をおこない、市は啓発に努める。

(2) 国・県における雇用・就労に関連する諸計画

●雇用・就労に関連する国・県等連名の施策

〔チャレンジしが 滋賀県雇用推進プラン〕

(滋賀県・滋賀労働局・連合滋賀・(一社) 滋賀経済産業協会)

○計画の期間：平成27年度～平成30年度

○方針の基本的視点

- (1) 人口減少社会に対応する雇用・就労施策の推進
- (2) 社会全体で取り組む雇用・就労の推進
- (3) 労働者が安心して働けるための職場環境改善の推進

○重点施策

- (1) 若年者の自立に向けた就業・定着支援と正規雇用の拡大
- (2) 女性の活躍が促進される職場環境の整備
- (3) 障害者の雇用促進といきいきと働くことができる環境整備
- (4) 高年齢者の豊かな知識や経験を生かした雇用の場づくり
- (5) 新規成長産業の振興による雇用の創出および人材確保・定着
- (6) 多様なニーズに応じた人材育成
- (7) 安全で安心して将来に希望を持って働くことができる職場環境の整備

●雇用・就労に関連する県の施策

〔滋賀県障害者プラン〕

①趣旨

障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮するなど、すべての人がその有する力を最大限に発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会の実現を目指す。

②位置づけ

障害者基本法に基づく障害者計画として、本県の障がい者施策の基本的方向を示し、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画として、障害福祉サービスの提供体制の確保等のための個別施策の方向性や達成すべき目標等を定める計画

③期間：平成27年度（2015年度）～平成32年度（2021年度）の6か年

④基本理念：みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる

⑤基本目標：地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現

⑥主要施策の方向

(1) とともに暮らす

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じたサービスの充実に努めます。また、相談支援体制の充実や福祉、保健・医療、教育、労働などの各分野の連携を図り、必要な支援を谷間なく届けることができるよう一層取り組みます。

○数値目標

公営住宅の建替等によるバリアフリー化実施率

平成32年度目標 100%

障害福祉サービス事業所等のサービス自己評価実施率

平成32年度目標 100%

(2) とともに学ぶ

障害のある子どもが、必要な支援のもと障害の特性に応じた教育を受けることができるよう教育環境や相談支援体制の充実に努めます。

「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられるように配慮します。また、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的にニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。

(3) とともに働く

障害のある人の「働きたい」という思いに応えることができるよう、企業等への就労支援や福祉的な就労の場の確保を図るとともに、働くことを通じて地域生活の経済的な基盤が得られるよう、就労収入の向上を目指します。

こうした取組を進めるため、教育・福祉・労働の連携を進めます。

○数値目標

県内のハローワーク登録者のうち、就業中の障害者の数

平成30年度目標 6,450人
働き・暮らし応援センターで支援する在職者数
平成32年度目標 3,400人
法定雇用率達成企業割合
平成32年度目標 65%
平均工賃の月額が30,000円以上の就労継続支援B型事業所の全体に占める割合
平成32年度目標 30%

(4) ともに活動する

スポーツや芸術活動の推進、障害者福祉センター等の運営を通じた余暇活動の充実、本人活動や地域における交流活動の支援などにより、障害のある人の自己実現と社会参加の促進を図ります。

(5) 共生のまちづくり

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、障害者理解の促進や福祉のまちづくりの推進を図ります。また、障害者差別解消法や障害者虐待防止法による取組を強化するとともに、障害のある人が安全な地域生活を送れるよう、防災・防犯対策の推進に努めます。

⑦重点施策

- (1) 発達障害のある人への支援の充実
- (2) 障害のある人の就労支援の促進
- (3) 本人のニーズに合った専門的な支援の充実
- (4) 精神障害のある人への支援の充実
- (5) インクルーシブ教育システムの構築
- (6) 障害のある子どもへの支援の充実
- (7) 福祉圏単位の相談機能、支援ネットワークづくりの充実
- (8) 障害者のスポーツ、芸術・文化活動の推進



5. 就労などに関する相談窓口

○就労の相談

相談機関名	所在地	電話番号	備考
甲賀公共職業安定所 (ハローワーク甲賀)	〒528-0031 甲賀市水口町3-1-16	0748-62-0651	職業相談・紹介・訓練、求人検索、雇用保険など
おうみ若者未来サポートセンター(ヤングジョブセンター滋賀)	〒525-0025 草津市西渋川1-1-14 行岡第一ビル4階	077-563-0301	若年者を対象とした就職相談・紹介・訓練、求職検索など概ね35歳未満
滋賀県地域若者サポートステーション(おうみ若者未来サポートセンター内)	〒525-0025 草津市西渋川1-1-14 行岡第一ビル4階	077-563-0366	若年者を対象とした就職相談概ね39歳未満
障がい者就労情報センター	〒520-3288 湖南市中央1-1 湖南市役所(東庁舎)1階	0748-71-2361	障がい者を対象とした就職の相談
チャンスワークこなん	〒520-3288 湖南市中央1-1 湖南市役所(東庁舎)1階	0748-71-4151	障がい者・ひとり親・生活困窮者を対象とした職業相談・紹介、求人検索
湖南市商工観光労政課	〒520-3288 湖南市中央1-1 湖南市共同福祉施設内	0748-71-2332	就労全般の相談と支援(湖南市就労支援計画に基づく)
湖南市社会福祉課	〒520-3288 湖南市中央1-1 湖南市役所(東庁舎)1階	0748-71-2327	生活困窮者の自立支援と失業に係る住宅困窮者支援(家賃・就労支援)
		0748-71-2364	障がい者の生活支援全般(就労や生活支援)
湖南市子育て支援課	〒520-3288 湖南市中央1-1 湖南市役所(東庁舎)1階	0748-71-2390	ひとり親家庭等の就労生活支援
シニアジョブステーション滋賀	〒520-0051 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5階	077-521-5421	中高年齢者を対象とした職業相談・紹介、求人検索
滋賀マザーズジョブステーション(母子家庭等就業・自立支援センター)	〒523-0891 近江八幡市鷹飼町80-4 滋賀県立男女共同参画センター内	0748-36-1831 0748-37-5088	子育てと仕事の両立に悩んでいる方、就業・技術の習得・キャリアアップ相談
滋賀障害者職業センター	〒525-0027 草津市野村2-20-5	077-564-1641	障がい者の就労支援など
滋賀県労働雇用政策課	〒520-0044 大津市京町4-1-1 滋賀県庁内	077-527-0450 077-528-3758	内職情報・労働相談
みくも地域人権福祉市民交流センター	〒520-3221 湖南市三雲1186	0748-72-3166	就労等に関する相談
夏見会館	〒520-3223 湖南市夏見1505	0748-76-3617	就労等に関する相談
柑子袋会館	〒520-3233 湖南市柑子袋868	0748-76-3624	就労等に関する相談
松籟会館	〒520-3105 湖南市石部西2-12-6	0748-76-3692	就労等に関する相談
岩根会館	〒520-3254 湖南市岩根中央1-18	0748-76-3628	就労等に関する相談

○職業能力開発・職業訓練・評価など

相談機関名	所在地	電話番号	備考
テクノカレッジ草津(滋賀県立高等技術専門校草津校舎)	〒525-0041 草津市青地町1093	077-564-3296	高等学校などの卒業生(見込み含む)ならびに求職者対象の技術訓練校
テクノカレッジ米原(滋賀県立高等技術専門校米原校舎)	〒521-0091 米原市岩脇411-1	0749-52-5300	高等学校などの卒業生(見込み含む)ならびに求職者対象の技術訓練校
滋賀県障害者雇用支援センター	〒525-0032 草津市大路2-11-15	077-563-4005	障がい者の職業訓練や職業生活の支援
滋賀障害者職業センター	〒525-0027 草津市野村2-20-5	077-564-1641	障がい者の訓練や職業評価
ポリテクセンター滋賀(滋賀職業能力開発促進センター)	〒520-0856 大津市光が丘町3-13	077-537-1164	離職者・在職者訓練(手続きはハローワーク)、キャリア形成支援などの相談
ポリテクカレッジ滋賀(滋賀県職業能力開発短期大学校)	〒523-0056 近江八幡市古川町1414	0748-31-2254	高等学校卒業生を対象に技術を習得する学校施設

○仕事のトラブル相談など

相談機関名	所在地	電話番号	備考
滋賀県労働相談所	〒520-0806 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階	077-511-1402 0120-967164	労働条件の疑問やトラブルなどの相談
東近江労働基準監督署	〒527-0023 東近江市八日市緑町8-14	0748-22-0394	解雇、雇止め、労働条件の変更などの労働相談
滋賀労働局総合労働相談コーナー	〒520-0057 大津市御幸町6-6	077-522-6648	解雇、雇止め、労働条件の変更などの労働相談
滋賀労働局雇用均等室	〒520-0051 大津市梅林1-3-10	077-523-1190	男女雇用機会均等、育児・介護休業などの相談

○お金のトラブル相談など

相談機関名	所在地	電話番号	備考
湖南市住民生活相談窓口	〒520-3288 湖南市中央1-1 湖南市役所(東庁舎)1階	0748-71-2370	借金や多重債務等のほか暮らしや困りごとの相談
滋賀県弁護士会法律相談センター	〒520-0051 大津市梅林1-3-3	077-522-3238	個人の多重債務等の相談(初回のみ無料)予約制
滋賀県司法書士会総合相談センター大津	〒520-0056 大津市末広町7-5 滋賀県司法書士会4階	077-527-5545	自己破産、個人再生等の相談 予約制
法テラス滋賀(日本司法支援センター滋賀地方事務所)	〒520-0047 大津市浜大津1-2-22 大津市商中日生ビル5階	0503383-5454	法制度や相談窓口等の情報提供(無料)

○心や身体の悩み相談など

相談機関名	所在地	電話番号	備考
甲賀健康福祉事務所 (甲賀保健所)	〒528-0005 甲賀市水口町水口6200	0748-63-6111	精神障がいやストレスに関する相談
滋賀県立精神保健福祉センター ひきこもり支援センター	〒525-0072 草津市笠山8-4-25	077-567-5010 077-567-5058	心と身体に関する相談
同上(こころの電話)	同上	077-567-5560	心の健康に関する相談
滋賀いのちの電話	〒520-3015 栗東市安養寺七丁目字野田611-1	077-553-7387	心の悩みに関する相談
メンタルヘルス対策支援センター(滋賀産業保健総合支援センター内)	〒520-0047 大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル8階	077-526-8282 077-510-0770	メンタルヘルス対策全般についての相談
近江八幡地域産業保健センター	〒523-0857 近江八幡市土田町1379 旧八幡教育集会所1階	0748-31-3544	各種健康相談・産業保健情報の提供
湖南省健康政策課	〒520-3223 湖南省夏見588 保健センター内	0748-72-4008	心と身体に関する相談全般

○子どもに関する相談など

相談機関名	所在地	電話番号	備考
滋賀県子ども・子育て応援センター(こころんだいやる)	〒520-0044 大津市京町4-1-1 滋賀県庁内	077-524-2030 0570-078310	子どもや親の不安・悩みの相談
滋賀県中央子ども家庭相談センター	〒525-0072 草津市笠山7-4-45	077-562-1121 077-564-7867	子どもに関する相談 女性相談専用
滋賀県児童虐待ホットライン	同上	077-562-8996 0570-064000	子どもの虐待の相談(24時間対応)
子どもの人権110番	〒520-0037 大津市御陵町3-7 大津地方法務局内	0120-007-110	子どもの悩み、いじめ問題などの相談

○その他の相談など

相談機関名	所在地	電話番号	備考
滋賀県人権センター	〒520-0801 大津市におの浜4-1-14	077-522-8243 077-527-3885	就労と人権問題全般の相談 (人権相談室直通)
湖南省人権擁護課	〒520-3288 湖南省中央1-1 湖南省役所(東庁舎)	0748-71-2354	人権問題全般の相談
湖南省高齢福祉課	〒520-3223 湖南省夏見588 保健センター内	0748-71-4652	社会的支援が必要な方、高齢者やその家族に関する介護や健康福祉などの総合相談
湖南省国際協会	〒520-0801 湖南省中央1-1 湖南省まちづくりセンター内	0748-71-4332	外国の方の言葉の問題や生活、就労などの相談

湖南省社会福祉協議会	〒520-3234	湖南省中央1-1 湖南省社会福祉センター 内	0748-72-4102	失業などにより日常生活にお困りの方への就労や生活資金の貸付相談
滋賀県国際協会	〒520-0801	大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海2階	077-526-0931	外国の方の言葉の問題や生活などの相談
高齢障害・求職雇用支部 機構滋賀支部	〒520-0856	大津市光が丘町3-13 ポリテクセンター滋賀内	077-537-1164	高齢者や障がい者の雇用に関する援助・給付・相談
21世紀職業財団滋賀事務所	〒520-0043	大津市中央3-1-8 大津第一生命ビル2階	077-523-5141	女性労働者や家族の介護等を行う労働者の雇用改善と仕事の両立支援
湖南省少年センター・あ すくる湖南	〒520-3195	湖南省石部中央1-1-1 湖南省役所西庁舎別館2 階	0748-77-7053	中学校・高等学校卒業(中退含む)後、無職でいる若者の就労等の支援と相談
多文化共生支援センター 「SHIPS」	〒525-0034	草津市草津1-13-12	077-561-5110	外国の方の言葉の問題や生活などの相談
甲賀地域ネット相談サ ポートセンター	〒520-3216	湖南省若竹町1-6	0748-75-6920	障がい者や家族の方の障がい・介護・進学・就職などに関する相談
地域生活支援センター 「しろやま」	〒528-0031	甲賀市水口町本町2-2- 27	0748-62-8181	精神障がい者や家族の方の悩みや困りごとの相談
地域生活支援センター 「このゆびとまれ」	〒520-3213	湖南省大池町10-	0748-75-8949	精神障がい者や家族の方の悩みや困りごとの相談
生活支援センター「あかつ き」	〒528-0012	甲賀市水口町暁3-44	0748-65-4641	身体障がい者や家族の方の悩みや困りごとの相談
中小企業退職金共済事 業本部 大阪相談コー ナー	〒550-0011	大阪市西区阿波座1-7- 13 商工中金阿波座ビル7階	06-6536-1851	事業主の退職共済制度に関する相談
滋賀県母子家庭等就業・ 自立支援センター	〒520-0801	大津市におの浜4-3-26 滋賀県母子福祉のぞみ会 内	077-522-2951	ひとり親家庭等を対象とした相談
滋賀県介護・福祉人材セ ンター	〒525-0032	草津市大路1-1-1 エル ティ932 3階	077-567-3925	福祉の就労相談
甲賀地域働き・暮らし応援 センター (障がい者雇用・生活支 援センター甲賀)	〒528-8511	甲賀市水口町水口6200 甲賀合同庁舎本館1階	0748-63-5830	障がいのある人たちの働く・暮らす・生きるを応援・サポート

6. 湖南省就労推進会議委員名簿等

湖南省就労推進会議委員名簿

任期：平成27年4月1日～平成28年3月31日

所 属	役 職	氏 名
大谷大学文学部	教授	安田 誠人
湖南省民生児童委員協議会	会長	市川 徹二
湖南省障がい児者団体連絡協議会	会長	上野 実
湖南省ひとり親家庭福祉推進員	湖南代表	市村 和子
湖南省障がい者就労情報センター運営協議会	会長	金子 秀明
湖南省国際協会	会長	甲斐切 稔
(公社)湖南工業団地協会	会長	甲斐切 稔
湖南省工業会	会長	園田 英次
湖南省商工会	会長	上西 保
部落解放同盟滋賀連合会甲西支部	支部長	木下 克也
(公財)滋賀県人権センター	副主幹	山口 敏樹
(公社)甲賀・湖南人権センター	所長	西川 嘉
甲賀公共職業安定所	所長	武田 賢一
湖南省少年センター	所長	日高三行
人権擁護課	課長(管理監)	野崎 智子
住民生活相談室	室長(次長)	芦田 伝男
社会福祉課	課長	伊藤 浩一
子育て支援課	課長	井上 勝
学校教育課	課長	竹村 元嗣
人権教育課	課長(次長)	大角 勝一

湖南省就労推進会議就労支援計画策定部会委員名簿

所 属	役 職	氏 名
湖南省障がい児者団体連絡協議会	会 長	上 野 実
湖南省ひとり親家庭福祉推進員	母子自立支援員	中 野 理 恵
湖南省障がい者就労情報センター運営協議会 湖南省作業所部会	部会長	山 崎 秀 樹
湖南省国際協会	事務局長	林 慎 子
公益社団法人 湖南工業団地協会	事務局長	青 木 小 司
湖南省工業会	事務局	松 島 敬 三
湖南省商工会	事務局長	小 嶋 志 郎
部落解放同盟滋賀連合会甲西支部	書記長	木 邑 賢 治
公益財団法人 滋賀県人権センター	副主幹	山 口 敏 樹
公益社団法人 甲賀・湖南人権センター	業務課長	黄 瀬 重 義
甲賀公共職業安定所	統括職業指導官	今 村 嘉 浩
少年センター	支援コーディネーター	富 永 善 隆
人権擁護課	課長(管理監)	野 崎 智 子
住民生活相談室	室長(次長)	芦 田 伝 男
社会福祉課	課長	伊 藤 浩 一
子育て支援課	課長	井 上 勝
学校教育課	課長	竹 村 元 嗣
人権教育課	課長(次長)	大 角 勝 一
商工観光労政課	課長	竹 内 範 行
会館代表(夏見会館)	館長	宮 崎 清 和
就労相談員 代表		北 田 一 恵

湖南省就労支援計画策定アンケート調査分析研究チーム名簿

湖南省就労支援計画策定アンケート調査分析

アンケート作成～発送～収集までは湖南省で行い、回収したアンケートの調査分析を大学に委託しました。

調査研究委託先

大谷大学

調査研究チーム名簿

	所 属	氏 名
調査研究代表	大谷大学 文学部	教授 安田 誠人
調査研究副代表	関西福祉科学大学 社会福祉学部	准教授 立花 直樹
調査研究副代表	福井県立大学 看護福祉学部	准教授 吉 弘 淳一
調査研究委員	関西福祉科学大学 社会福祉学部 立花直樹ゼミ	神 藤 佑 太
調査研究委員	関西福祉科学大学 社会福祉学部 立花直樹ゼミ	松 尾 竜 典
調査研究委員	関西福祉科学大学 社会福祉学部 立花直樹ゼミ	奥 田 純 平
調査研究委員	関西福祉科学大学 社会福祉学部 立花直樹ゼミ	牧 貴 太
調査研究委員	関西福祉科学大学 社会福祉学部 立花直樹ゼミ	米 田 彩 華
調査研究委員	関西福祉科学大学 社会福祉学部 立花直樹ゼミ	村 田 絢 香
調査研究委員	関西福祉科学大学 社会福祉学部 立花直樹ゼミ	平 川 萌 夏
調査研究委員	関西福祉科学大学 社会福祉学部 立花直樹ゼミ	伊 藤 誠

7. 第二次 湖南省就労支援計画策定経過

第二次 湖南省就労支援計画策定経過

平成 27 年 (2015 年)

6 月 23 日 湖南省就労推進会議 (第 1 回)

○就労支援計画策定資料用アンケート (案)

7 月 14 日 湖南省就労推進会議就労支援計画策定部会 (第 1 回)

○就労支援計画策定資料用アンケート (案)

9 月 29 日 湖南省就労推進会議就労支援計画策定部会 (第 2 回)

○就労支援計画 (案)

10 月 29 日 湖南省就労推進会議 (第 2 回)

○就労支援計画 (案)

11 月 16 日 湖南省就労推進会議就労支援計画策定部会 (第 3 回)

○就労支援計画 (案)

11 月 26 日 湖南省就労推進会議と支援計画策定部会合同研修会

平成 28 年 (2016 年)

1 月 7 日～ パブリックコメント実施

1 月 29 日

3 月 2 日 湖南省就労推進会議 (第 3 回)

○第二次 湖南省就労支援計画 (素案)

湖南省市民憲章

わたしたちは、悠久の野洲川の流れた美しい郷土を愛し、先人が築いてきた文化や歴史に感謝して、活気と希望に満ちた、ゆたかで創造的なまちをつくるために、この憲章を定めます。

- 一、美しい水と緑を大切に、自然と調和したまちをつくります。
- 一、たがいの人権を認めあい、思いやりのあるまちをつくります。
- 一、子どもが健やかに育ち、障がい者や老人をはじめ、
だれもが安心して暮らせるまちをつくります。
- 一、ゆたかな歴史を重んじ、香り高い文化のまちをつくります。
- 一、社会の規律を守り、安全で住みよいまちをつくります。

(平成17年11月20日制定)

第二次 湖南省就労支援計画

発行日 平成28年(2016年)3月

発行 湖南省役所

〒520-3288 湖南省中央一丁目1番地

建設経済部 産業振興戦略局

商工観光労政課

TEL (代表) 0748-72-1290

TEL (直通) 0748-71-2332

FAX 0748-72-4820